

「宇都宮市食料・農業・農村基本計画」

平成21年3月

宇 都 宮 市

《目 次》

◆ 本市農業の特徴

1. 地域の概況 p 1
2. うつのみやの農畜産物
 - (1) 優れた安全性と高い安心感 p 1
 - (2) うつのみやのブランド農畜産物 p 1
 - (3) 主な農畜産物の作付面積, 生産量, 生産額 p 4

◆ 序章 計画の改定にあたって

1. 計画の目的と見直しの必要性 p 6
 - (1) 計画の目的
 - (2) 見直しの必要性
2. 計画の位置付け p 6
3. 計画の期間 p 6

◆ 第1章 農業を取り巻く環境と本市農業の特性

1. 農業を取りまく環境と中長期的な展望
 - (1) 食料需給に関わる動向 p 7
 - (2) 本市の農業生産基盤について p 7
 - (3) 本市農畜産物の流通・販売について p 8
 - (4) 食に関する意識とライフスタイルについて p 8
 - (5) 食の安全・安心について p 9
2. 本市の農業構造と特性
 - (1) 「農家」について
 - ① 「専兼別農家」農家戸数 p 10
 - ② 「専兼別・経営形態別」農家戸数 p 11
 - ③ 「販売農家」戸数 p 11
 - (ア) 「経営規模」別戸数
 - (イ) 「販売規模」別戸数 p 12
 - ④ 「農業就業人口」 p 13
 - ⑤ 経営規模別・年齢別「販売農家数」 p 14
 - (2) 「農地」について p 14
 - (3) 「農畜産物」について
 - ① 「農業算出額」の推移（過去15年間） p 15
 - ② 「農業算出額」（近年） p 16
 - (4) 「食料自給率」について p 18

◆ 第2章 本市の農業振興の基本方向	
1. 重視すべき視点（「基本理念」～「基本目標」～「将来像」）	p 19
(1) 本市農業のあるべき状態：「基本理念」	p 19
(2) 「基本目標」：『生産力』『販売力』『地域力』の向上	p 19
(3) 本市農業の将来像（目指すべき姿）：「農業王国うつのみや」	p 21
2. 本市農業の重点課題	p 24
3. 本市における農業振興の「ポイント」	p 26
■生産面において	
1. 土地利用型農家へのアプローチ	p 26
(1) 「稲作大規模経営」を志向する生産者へ	
(2) 「稲作中規模経営」を志向する生産者へ	
2. 園芸・畜産農家へのアプローチ	
■販売・消費面において	p 27
1. 流通・販売業者へのアプローチ	
2. 消費者・事業者へのアプローチ	
◆ 第3章 リーディングプロジェクト	p 28
・「生産力向上」プロジェクト	p 29
・「販売力向上」プロジェクト	p 30
・「地域力向上」プロジェクト	p 31
◆ 第4章 分野別計画	p 32
・「指標」と「目標値」一覧	p 34
基本目標Ⅰ：「生産力」向上のために	
基本施策1：農業の「持続性」を高める	p 36
基本施策2：農業経営の「効率性・安定性」を高める	p 42
基本目標Ⅱ：「販売力」向上のために	
基本施策3：安全で新鮮な「食」を届ける	p 48
基本施策4：「うつのみや産」が選ばれる	p 55
基本目標Ⅲ：「地域力」向上のために	
基本施策5：快適で豊かな農村環境を形成する	p 61
基本施策6：農業・農村の文化を守り活気を高める	p 67
◆ 第5章 計画の推進にあたって	
・生産者の関わり	p 71
・農業団体の関わり	p 71
・事業者の関わり	p 71
・消費者の関わり	p 71
・市の関わり	p 72

◆本市農業の特徴

1. 地域の概況

本市は栃木県のほぼ中央、東京から北に約100kmの距離に位置し、面積は416.84k㎡で県土の約6.5%を、人口は507,897人で県人口の約25.2%を占めています。南北には東北新幹線・東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが市内を貫き、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっています。

地勢は、広大で肥沃な関東平野のほぼ北端に位置し、市域の北部には丘陵地帯が連なり、北部から東部にかけては鬼怒川が貫流し中央には田川が流れるなど、豊かで美しい自然に恵まれています。

本市の農業は、こうした首都圏や都市近郊に位置するという地理的な優位性や鬼怒川水系を中心とした良好な水田地帯、市域東西部の台地畑作地帯で形成されるおおよそ10,000haに及ぶ広大な経営耕地を基盤とした有利な生産条件を生かしながら、水稻を基幹作物として野菜、花き、果樹、畜産など多様な農業が展開され、市内、県内はもとより首都圏への農産物の供給基地として確固たる地位を築いています。

2. うつのみやの農畜産物

(1) 優れた安全性と高い安心感

- 栽培講習会や研修会を行い、消費者の求める「優れた安全性と高い安心感」の期待に応える農畜産物作りを行なっています。
- ルールを遵守した農薬の適正使用と生産履歴の記帳を徹底しています
- 残留農薬の自主検査や、定期的な土壌診断にさらに力を入れていきます
- 生産者自らが作業手順や生産現場の衛生や安全面などを点検・記録し、生産から出荷までの工程の危険箇所を解消していく方法（GAP：農業生産工程管理手法）に取り組んでいます

・いちご（平成20年産～）：とちぎGAPの導入※1

・越冬トマト（平成20年6月～）：JGAP取得※2

・麦・トマト・梨（平成21年産～）：とちぎGAP

※1 安全な栃木県産の農産物を生産するため、農薬の使用や品質向上等について、基本的な事項に絞り込んで管理手法を定めたものです

※2 日本GAP協会が認証するもので、トマトの生産団体としては全国初の認定です

(2) うつのみやのブランド農畜産物

広大で肥沃な農地と豊富な水資源に加え、長い日照時間など、農業にとって恵まれた環境のもと、トマト、梨、いちご、にら、アスパラガス、黒毛和牛の「^{うつのみやぎゅう}宇都宮牛」、しいたけの「宮どんこ」、米の「みやおとめ」など、本市ならではの安全・安心でおいしい農畜産物が生産されています。

●トマト（トマトのブランド ～プレミアム7～）

- ・ 鮮やかな赤で食卓を彩るトマトは、ナス科の植物。夏の野菜の代表格ですが、宇都宮では施設ハウスやパイプハウスを活用しながら、5つの作型に分かれ、年間を通じて栽培されています。

冬から春にかけて栽培されるトマトは、寒さに耐え時間をかけて育った影響で甘みが強く、また、夏から秋にかけてのトマトは、水分を多く含み大きく生長し、さわやかな味になり、季節に応じた味わいに特徴があります。

- ・ 「プレミアム7」

宇都宮のトマトの中でも、特に甘みに優れたものとして認められたトマトの“ブランド”です。

J A うつのみやの選果場で、光センサーにより選別された糖度7以上のものが、「プレミアム7」として出荷されます（一般的なトマトの糖度は5～6度）。

濃厚な甘さと風味が特徴で、出荷シーズンは3月から5月中旬頃です。

●梨（梨のブランド ～プレミアム13～）

- ・ 甘くてジューシーな梨は「バラ科」の植物。梨には「日本梨」と「西洋梨」とありますが、宇都宮で栽培されるのは「幸水（コウスイ）」や「豊水（ホウスイ）」でおなじみの「日本梨」。

秋の味覚として有名ですが、早いもので「ハウス幸水」が7月、「にっこり」など遅い品種は11月に収穫・出荷されています。

超大玉の「にっこり」は栃木県育成の品種で、「幸水」の2～3倍の大きさがあり、甘く食感はなめらか。収穫は10月下旬頃から始まりますが日持ちが良く、室温でお正月まで保存が可能です。

- ・ 「プレミアム13」

宇都宮産の「幸水」「豊水」の中でも、特に形が良く甘みに優れたものとして認められた梨の“ブランド”です。

J A うつのみやの選果場で、光センサーにより選別された糖度13以上のものが、「プレミアム13」として出荷されます。（一般的な梨の糖度は11～12度）

出荷シーズンは8月から9月頃です。

●いちご

- ・ いちごの生産が日本一を誇る栃木県、品種は「とちおとめ」で宇都宮でも盛んに生産されています。

いちごは「バラ科」の植物で、デザートとして食べられることが多いため、一般的には果物と思われがちですが、農林水産省の統計上は野菜に分類されます。

露地に生えるいちごは初夏に実をつけますが、現在ではパイプハウス（ビニールハウス）による栽培が一般的で、11月から翌年5月の、冬から初夏にかけて収穫されています。特に寒さの強い、1～2月のものが最も甘いようです。

- ・ G A Pの普及

平成20年産から、他の作物に先駆けて市内の生産者が、G A P（ギャップ：農業生産工程管理手法）に基づいた栽培の安全管理の取組を始めました。

- にら

- ・ にらは、収穫後の株から葉がまた伸びるため、同じ株から5～6回収穫ができ1年を通して収穫が可能です。

宇都宮では、ハウス栽培で8月を除くほぼ1年中生産されています。なお、8月はブランド名「宮つぼみ」として、全国でも珍しい「花にら」が出荷されています。

- アスパラガス（アスパラガスのJAブランド ～アスパラリン～）

- ・ アスパラガスは「ユリ科」の植物で、栽培過程で土盛りをして日光を遮り、軟白化させたホワイトアスパラガスと、日光の下で緑化させたグリーンアスパラガスがありますが、宇都宮で栽培されているのはグリーンアスパラガスです。

アスパラガスは毎年苗を植える必要がなく、一度植えると10～15年ほど同じ株から収穫ができます。

宇都宮のアスパラガスは全国でも先進的なハウス栽培技術を持ち、1～10月の長期にわたり出荷されています。

特に1～4月のものは春芽^{はるめ}と言い、春を告げる芽吹きものとして高値で取引されています。

- ^{うつのみやぎゅう}宇都宮牛（黒毛和牛のブランド ～宇都宮牛～）

- ・ 「宇都宮牛」は、専用に配合された飼料「特撰^{とくせんみやうし}宮牛」を用いて、統一した飼育管理方法のもとで丹精こめて育て上げ、その味は「珠玉の味」と高く評価された風味豊かな和牛の逸品です。

銘柄牛としての歴史は古く、昭和47年に東京中央卸売市場食肉市場において「宇都宮牛」として認定され、昭和58年に商標登録されました。

- しいたけ（しいたけのブランド ～宮どんこ～）

- ・ 「宮どんこ」

ブランド品である「宮どんこ」は、肉厚で香りの優れた宇都宮育ちの高級しいたけです。

栽培方法は、おが粉などで作ったブロックに菌を植え付けて発生させる^{きんしょう}菌床栽培と、「ほだ木」に菌を植え付けて発生させる原木栽培の2種類があります。

現在は、屋内で栽培できる菌床栽培が主流です。

●お米（お米のブランド ～みやおとめ～）

- ・ 宇都宮市全体の農業産出額の約4割を占める基幹作物であるお米。
約10,000haの広大な水田で主に「コシヒカリ」が生産されています。
市内には鬼怒川、田川、姿川の3本の川が流れており、その流域に沿って米づくりが盛んで、特に北部や東部に水田が多い状況です。
- ・ 「みやおとめ」
宇都宮で栽培されたコシヒカリの中から、「食味値75度」以上のものを厳選したブランド米です。
JAの共同乾燥調整施設に初のまま貯蔵、または低温倉庫で保管し、食味・風味の保持に努めています。

(3) 主な農畜産物の作付面積、生産量、生産額

作付面積・生産量・生産額の出典：「平成18年栃木農林水産統計年報」

主要農作物	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
米	7,230	36,600	7,500
麦	1,020	3,130	310

主な野菜	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
いちご	31	1,460	1,280
トマト	51	4,490	1,080
ごぼう	79	1,680	334
ねぎ	83	1,600	300
きゅうり	25	1,110	210
里芋	88	1,230	190
玉ねぎ	41	2,370	150
にら	18	369	140
なす	26	432	85

主な果実	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	生産額 (百万円)
梨	253	4,830	1,650
ぶどう	21	220	140
りんご	34	318	100
梅	62	162	30
栗	168	118	30

主な花き	栽培面積 (h a)	生産量	生産額 (百万円)
洋蘭 (鉢)	3.6	241 千鉢	790
ゆり	14	805 千本	290
バラ	3.2	2、350 千本	140

主な畜産	生産戸数 (戸)	生産量	生産額 (百万円)
肉牛	(肥育・繁殖) 67	1,776 頭	770
乳牛	19	(生乳) 4,942t	480
豚	11	20,202 頭	600
鶏	9	ブロイラー19,200羽 採卵 1,617 t	270 28

◆序章 計画の改定にあたって

1. 計画の目的と見直しの必要性

(1) 計画の目的

この計画は、「食」と「農」を取り巻く環境変化に的確に対応し、本市の豊かな農資源と地理的優位性を活かしながら、責任ある生産者によって優れた質の高い農業が持続的に営まれるとともに、市民に安全・安心で高品質な食料を安定的に供給できる、付加価値の高い産業として農業の発展を図るための施策を、総合的・計画的に推進するものです。

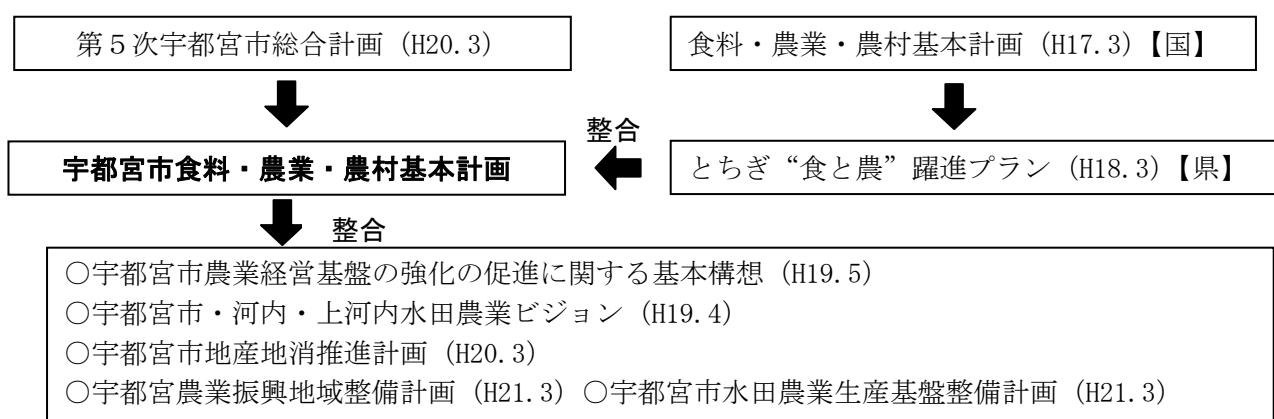
(2) 見直しの必要性

平成16年3月の策定から5年が経過する中、世界の食料需給の動向や新たな国の農業政策の展開など、農業を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

このため、これらの環境変化に適切に対応するとともに、本市農業の重点課題を解決し、本市農業の持続的な発展と市民への安定的な「食」の提供に資する、今後5年間で重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、計画の見直しを行います。

2. 計画の位置付け

「第5次宇都宮市総合計画基本計画」の分野別計画「市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために」を実現するための、本市「農業部門」の最も基本となる計画であり、総合的かつ計画的に農業・農村を振興するための指針となります。



3. 計画の期間

5ヵ年（平成21年度から平成25年度）

◆第1章 農業を取り巻く環境と本市農業の特性

1. 農業を取りまく環境と中長期的な展望

(1) 食料需給に関わる動向

世界規模の人口増加や、中国・インドなどの新興大国の経済発展に伴い、世界の食料需要が増加している一方で、地球温暖化や砂漠化の進行など地球環境の悪化に伴い、安定的な農畜産物の供給が困難になりつつあります。

また、自由貿易の進展に伴い、WTO 農業交渉においては関税の引き下げや国内補助金の削減など、新たな貿易ルールの構築に向けた交渉が行われており、特定の国や地域間で関税撤廃等を行う EPA（経済連携協定）や FTA（自由貿易協定）交渉が進展しています。

これらを背景に、わが国では、農業の国際競争力の強化を目指し、国内農業の構造改革を進めるため、認定農業者などの担い手に対象を絞った「水田経営所得安定対策」や「米政策改革」など、農政の大改革が進められております。

このような中、平成 21 年度には、国際情勢の変化に対応した持続的な農業基盤の確立による「食料自給の強化」や消費者ニーズに対応した「安全な食品の供給体制の確立」、「農山漁村地域の活性化」を検討のポイントとして「新たな食料・農業・農村基本計画」（農林水産省）の改定が予定されています。

本市の「食料・農業・農村基本計画」の改定に当たっては、これらの点を踏まえ「地域内食料自給率の向上」や「消費者の安心感の向上」、「農村地域の活性化」を考慮した計画とする必要があります。

(2) 本市の農業生産基盤について

全国的に、農業の最も基幹的な資源である農地（経営耕地面積）が減少傾向にありますが、本市においても同様に、年々、継続的に減少している状況です。

また、農業の担い手については農業従事者が高齢化するとともに、燃料や肥料などの農業資材の高騰や米価の著しい下落の影響などにより、特に土地利用型農業の担い手や後継者の確保・育成が十分に進んでいない状況にあります。

このまま農地や担い手といった根幹的な農業生産基盤の衰退が進めば、耕作放棄地の増加などによる農村環境や景観の悪化に伴い、食を守り都市の憩いの空間となる「農業農村の多面的機能」とともに農村コミュニティ機能が損なわれ、農村の活気が無くなり、ひいては地域経済への影響が懸念されます。

本市の農業が、若者や企業から職業やビジネスとして選択してもらうためには、農業・商業・工業のそれぞれの強みを活かしながら連携を強化し、高い収入が期待できる、販路が開拓できる、新たな商品開発につながるなど農業の付加価値を高め、魅力や可能性を広げることが重要です。

そのためには、プレミアムな品質のものから食品加工用まで、質と量の両面の多様なニーズに応えられる生産基盤の確立が必要です。

「食」を扱う加工・販売業者や飲食店は、より一層の地元産農畜産物の活用を図るため、地元生産者と一体となった付加価値の高い商品開発や販売のための仕組みを充実する「農商工連携の強化」が必要です。

また、規格外農産物の有効活用とともに、食べ残しや賞味期限内の大量廃棄などの「食品ロス」※を減らし、貴重な食料資源の無駄な消費に十分配慮した生産・販売活動を行なう必要があります。

※「食品ロス」:本来食べられるものが、日本全体で約500～900万t(食品資源の5～10%)が廃棄されている

(3) 本市農畜産物の流通・販売について

農畜産物の店頭価格は一般的に、消費者の低価格志向を反映した同業者との厳しい価格競争などの理由に、生産から流通の各段階におけるコストの上昇分を価格に反映させることが困難な状況です。

また、量販店における「産地表示」については、輸入農畜産物との差別化を意図とする「国産」あるいは「県内産」との表示は比較的多く見受けられるものの、「うつのみや産」表示は、必ずしも十分とは言えないのが現状です。

生産者が安心して農業を続けられ、本市の農業農村が持続していくためには、多くの消費者が地元農畜産物を選び買い支え、守り育てていくことが必要です。

そのためには、安全性を高める営農にかかる労力やコストについて、皆に理解を深めてもらうとともに、輸送にかかるコストを低減し、フードマイレージ※の抑制や地元への愛着を高める効果が期待できる「地産地消」の強化のためにも、身近で地元農畜産物を手に入れやすくする仕組みの構築が必要です。

※フードマイレージ:食料輸送量に輸送距離を乗じた概念。日本は約9千億t・kmで、国内輸送の約1.9倍に相当する二酸化炭素が食料輸入により排出される試算。アメリカは約3千億t・km(農林水産省「食料・農業・農村白書」平成20年版)

(4) 食に関する意識とライフスタイルについて

人々のライフスタイルの多様化を背景に、世代を問わず「食」の簡便化志向が強まっており、外食や調理済み食品の持ち帰りが増加するなど「食」の外部化・サービス化が進んでいます。

このような食生活に依存し栄養バランスを欠いた偏った食事を続けていては、肥満や生活習慣病の原因となるとともに、料理をしてくれる家族への感謝の気持ちや地元の食材を通じた地域への愛着などが失われてしまう恐れがあります。

児童生徒や消費者は、地元農畜産物を活用した学校給食や地域における伝統行事、家庭の食卓を通じた「食育」により栄養バランスを改善し、地元の生産者・農畜産物への関心や感謝の気持ちを高めるとともに、農業への理解を深める必要があります。

(5) 食の安全・安心について

輸入農産物における残留農薬の検出や食品の偽装表示、BSE、高病原性鳥インフルエンザの発生などを契機に、消費者の食の安全・安心への関心が高まっています。

生産者は、消費者の新鮮で安全・安心な農産物に対する期待に応えるとともに、これらの取組を分かりやすく伝え、消費者の安心感を高めることが求められており、栽培履歴の記帳や土壌診断を活用したより効果的な施肥を行なうとともに、GAP、HACCP※などの手法を用いた品質・衛生管理を行うなど、生産工程の管理を推進する必要があります。

※HACCP:1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。国連の国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機構(WHO)の合同機関である食品規格(CODEX)委員会から発表され、国際的に認められたもの

流通・販売業者は、食品表示など食品衛生に関する法令遵守体制の強化に取り組むなど、生産現場から食卓まで一貫して食の安全性を確保することが求められています。

このため、消費者が、生産者や農畜産物の生産履歴などの情報を手軽に入手でき、分かりやすく伝わるための仕組みの構築が必要です。

2. 本市の農業構造と特性

(1) 「農家」について

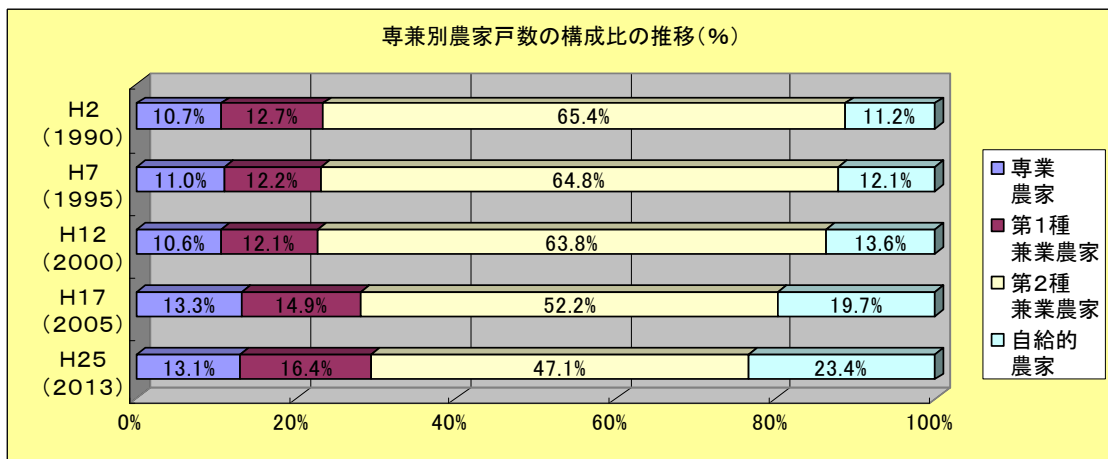
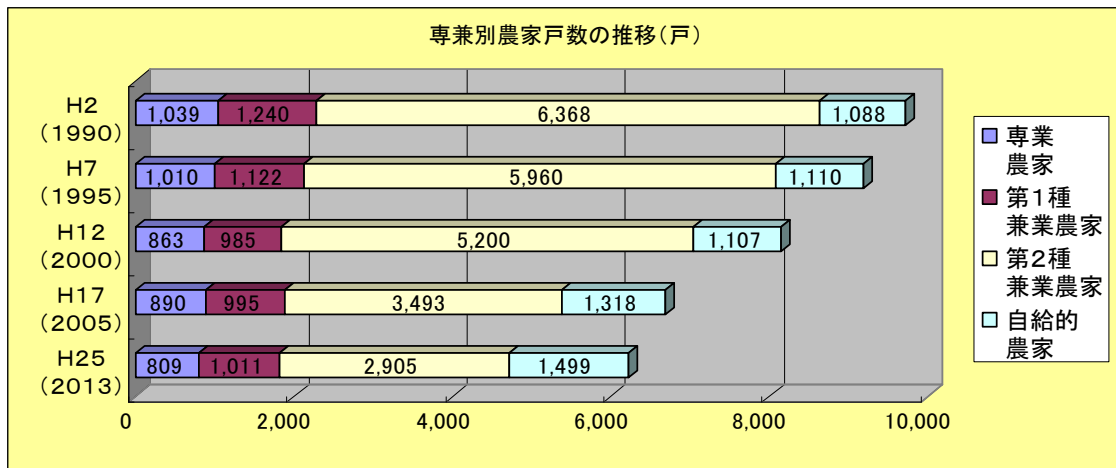
① 「専兼別農家」農家戸数・・・「自給的農家」が増加し、「販売農家」が減少

農家戸数全体として減少傾向であり、H17年度の総農家戸数は6,696戸と、H2年度の9,735戸との比較で68.8%と、3割以上の減少となっています。

また、その構成内訳を見ると「第2種兼業農家」が減少傾向にある一方で、「自給的農家」は増加傾向にあります。

これまでの傾向から推計した5年後のH25年度には、「自給的農家」が全体の2割以上を占め、「第2種兼業農家」が過半数を割り込むと見込まれます。

この要因としては、家計の多くを農外所得に頼ってきた農家に後継者がいないことに加え、農業機械の買い替えの時期に離農するケースや会社などを定年し農外所得の大幅な減少から、「専業農家」や「第1種兼業農家」へ移行、あるいは離農しているものと思われます。



出典：農林業センサス

※「専業農家」：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
 「兼業農家」： 〃 1人以上いる農家
 ・第1種兼業農家：農業所得の方が、兼業所得よりも多い農家
 ・第2種兼業農家：兼業所得の方が、農業所得よりも多い農家
 ・「自給的農家」：経営耕地面積が30a未満で、かつ、農産物販売金額が年間50万円未満の農家

②「専兼別・経営形態別」農家戸数・・・農外所得を主とする兼業農家が大半

専兼別農家の経営形態の構成を見ると、全体に占める割合で最も多いのは「稲作の単一経営」で、全体の69%と実に約7割を占め、全国平均の48%を大きく上回っています。

また、そのうち「第2種兼業農家」が占める割合は52%と過半数を占めることから、他産業に従事しながらの稲作を行う農家が大半を占めていることが分かります。

さらに、農家全体で見ても「第2種兼業農家」が占める割合は65%となっていることから、本市の農業構造の大きな特徴として、多くの農家が農外所得を主として営農している実態が伺えます。

専兼・経営形態別農家戸数(戸)

	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	合計
単一経営(稲作)	430 (8%)	473 (9%)	2,782 (52%)	3,685 (69%)
単一経営(他穀類)	1 (0%)	3 (0%)	9 (0%)	13 (0%)
単一経営(園芸)	164 (3%)	160 (3%)	117 (2%)	441 (8%)
単一経営(畜産)	26 (0%)	29 (1%)	2 (0%)	57 (1%)
複合経営	231 (4%)	325 (6%)	313 (6%)	869 (16%)
販売なし	38 (1%)	5 (0%)	270 (5%)	313 (6%)
合計	890 (17%)	995 (19%)	3,493 (65%)	5,378 (100%)

出展: 2005農林業センサス

※全体に占める割合は少数第3位にて四捨五入

③「販売農家」戸数・・・「大規模・高額」販売農家が増加

(ア)「経営規模」別戸数

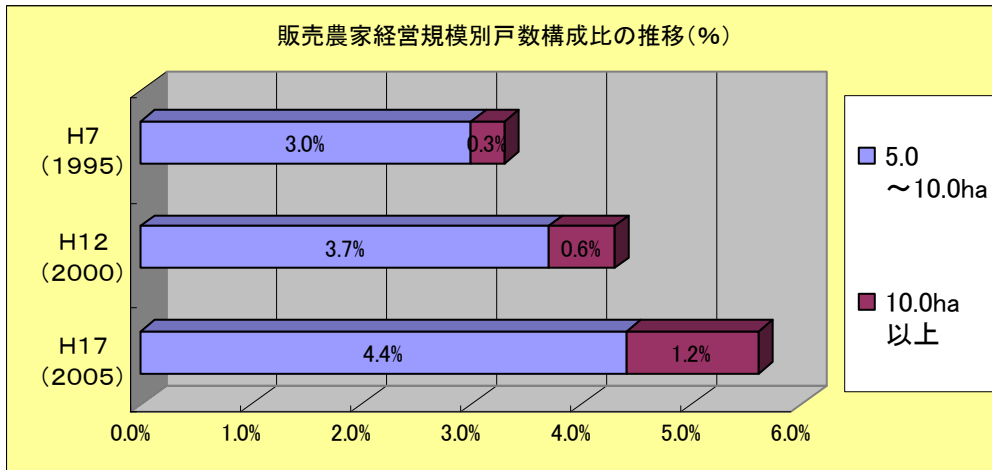
経営規模が5.0ha未満の販売農家が減少傾向にあるとともに、販売農家全体が減少しつつある一方で、5.0ha以上の販売農家は増加傾向にあります。

中でも特に、過去10年間の10ha以上の販売農家の戸数は「25戸 ⇒ 37戸 ⇒ 62戸」と倍増しており、「農地流動化」の効果が現れているものと思われます。

「販売農家」の経営規模別戸数(戸)

年度	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～4.0ha	4.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0ha以上	合計
H7 (1995)	849 (12.2%)	1,633 (23.4%)	1,263 (18.1%)	972 (13.9%)	1,290 (18.5%)	533 (7.6%)	210 (3.0%)	207 (3.0%)	25 (0.3%)	6,982 (100.0%)
H12 (2000)	666 (10.8%)	1,477 (23.8%)	1,089 (17.6%)	867 (14.0%)	1,128 (18.2%)	492 (7.9%)	208 (3.4%)	231 (3.7%)	37 (0.6%)	6,195 (100.0%)
H17 (2005)	511 (9.5%)	1,242 (23.1%)	968 (18.0%)	760 (14.1%)	941 (17.5%)	449 (8.4%)	207 (3.8%)	238 (4.4%)	62 (1.2%)	5,378 (100.0%)

(出展: 農林業センサス)

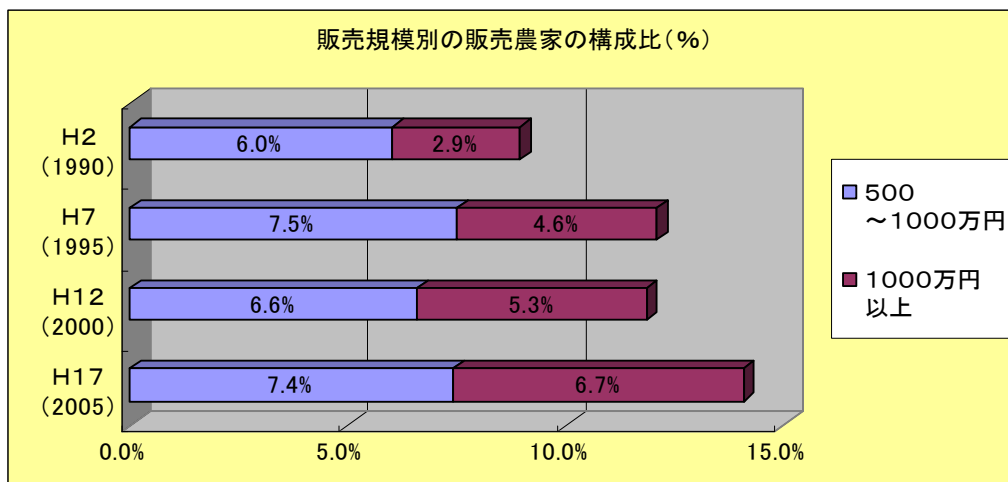
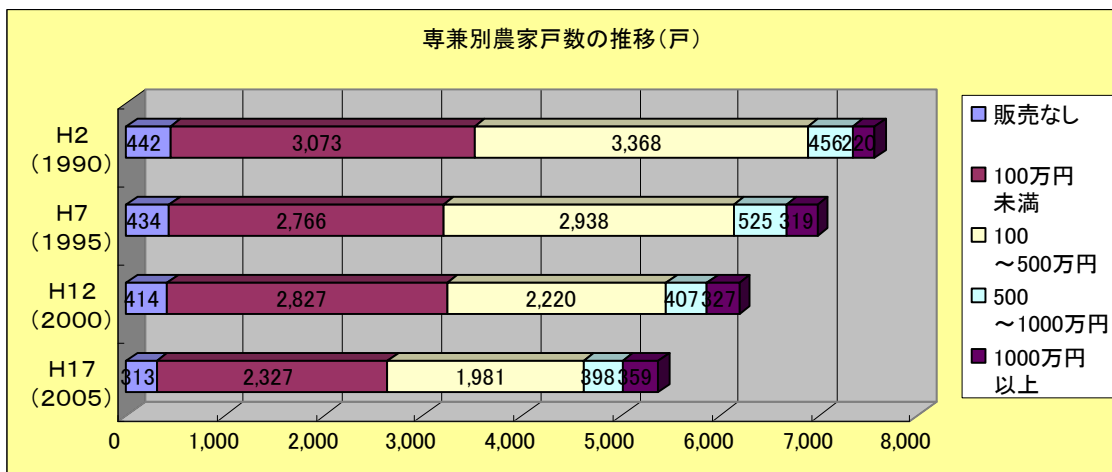


出典：農林業センサス

※「販売農家」：経営耕地面積が30a以上、または、農産物販売金額が年間50万円以上の農家

(イ)「販売規模」別戸数

販売農家全体が減少傾向にある中、農産物の販売規模が1,000万円以上の販売農家だけが増加傾向にあります。過去15年間の比較では「H2：220戸 → H17：359戸」と、実に「1.6倍以上」もの伸びを示しています。

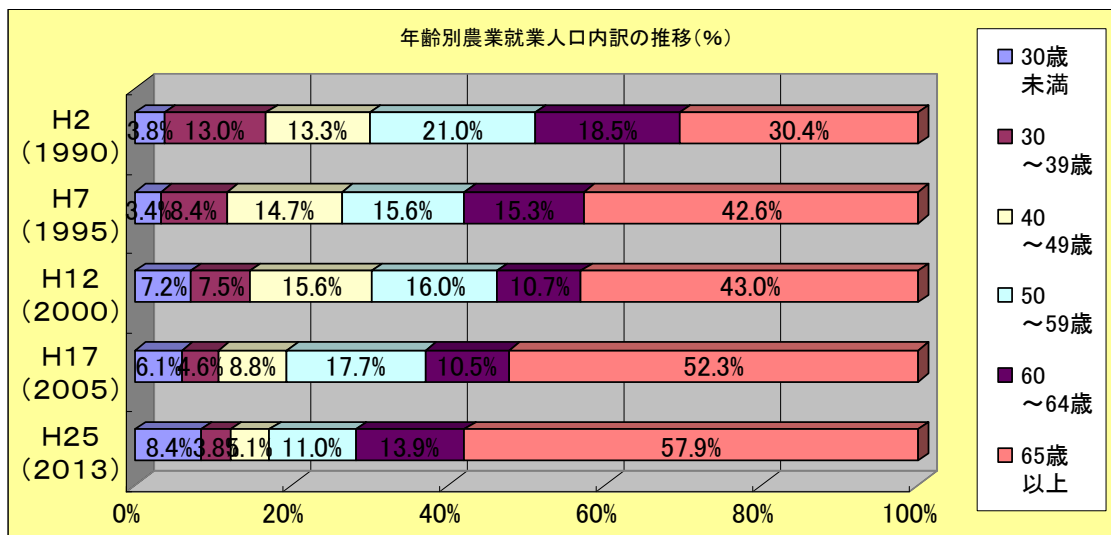
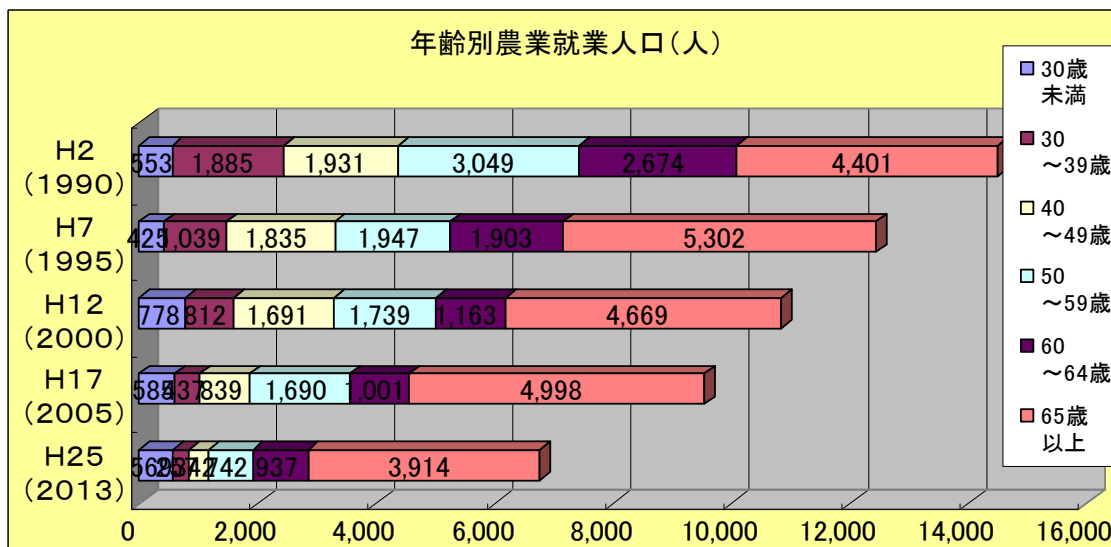


出典：農林業センサス

④「農業就業人口」・・・ 「65歳以上」が増加し、「高齢化」が深刻化

農業就業人口は全体的に減少傾向にあり、H17の就業人口は9,550人と、H2の14,493人と比較すると65.9%となり、実に30ポイント以上の減少をしている一方で、65歳以上の就業人口は増加傾向にあり、いわゆる「高齢化率」は52.3%となっています。

これらの傾向から5年後のH25を推計すると、農業就業人口が7,000人を割り込み、H2との比較では半分以下になってしまい、高齢化率は57.9%と実に10人のうち6人近くまでもが65歳以上となる見込みです。



出典：農林業センサス(H25は独自推計値)

※「農業就業人口」：自営農業にのみ従事した者、または、自営農業以外の仕事に従事していても、年間労働日数でみて自営農業が多い者

cf「農業従事者」：15歳以上の世帯員で、年間1日以上自営農業に従事した者

⑤経営規模別・年齢別「販売農家数」・・・ 約750haが農地流動化の可能性あり

経営規模別・年齢別に販売農家数を見みると、経営者が60歳以上かつ「後継者なし」の農家は60～69歳で394人、70歳以上の360人の合計で754人と全体の14%にのぼり、傾向として1.5ha未満の経営規模の農家において、「後継者なし」が多くなっています。

また、面積規模の中央の値（例：0.5ha～1.0haは0.75haとみなす）を用いて「後継者なし」の農家数にこれらを乗じ保有する農地面積を仮に算定すると、かなり概略なものですが、65歳から69歳の約半数の200農家や70歳以上の360農家全てが営農持続困難な状況になり、農地流動化が必要になると想定されます。

すると、先の計算から導いた高齢化が進む「後継者なし」の農家が保有している「手放す」ものと見込まれる農地は、約750haとなります。これは、本市の農地面積の約7%となります。

経営規模別・年齢別「販売農家数」

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	(後継者なし)	70歳～	(後継者なし)	合計
0.0 ～ 0.3 ha	0	0	2	1	1	(0)	0	(0)	4
0.3 ～ 0.5 ha	0	7	50	138	133	(47)	179	(73)	507
0.5 ～ 1.0 ha	1	26	163	388	300	(107)	364	(118)	1,242
1.0 ～ 1.5 ha	3	19	157	316	243	(68)	230	(74)	968
1.5 ～ 2.0 ha	0	17	127	279	188	(54)	149	(35)	760
2.0 ～ 2.5 ha	2	16	88	223	132	(34)	101	(24)	562
2.5 ～ 3.0 ha	1	14	80	142	80	(20)	62	(15)	379
3.0 ～ 4.0 ha	2	14	81	158	130	(38)	64	(14)	449
4.0 ～ 5.0 ha	0	8	37	77	65	(14)	20	(5)	207
5.0 ～ 7.5 ha	0	9	33	86	31	(8)	13	(0)	172
7.5 ～ 10.0 ha	0	2	14	37	10	(1)	3	(2)	66
10.0 ～ 15.0 ha	0	4	11	20	11	(3)	1	(0)	47
15.0 ～ 20.0 ha	0	0	1	5	1	(0)	0	(0)	7
20.0 ～ 25.0 ha	0	0	0	1	3	(0)	0	(0)	4
25.0 ～ 30.0 ha	0	0	0	2	0	(0)	0	(0)	2
30.0 ～ 40.0 ha	0	0	1	1	0	(0)	0	(0)	2
合計	9	136	845	1,874	1,328	(394)	1,186	(360)	5,378

出典：農林業センサス2005
 ※農業後継者：15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者（予定の者を含む）

(2)「農地」について

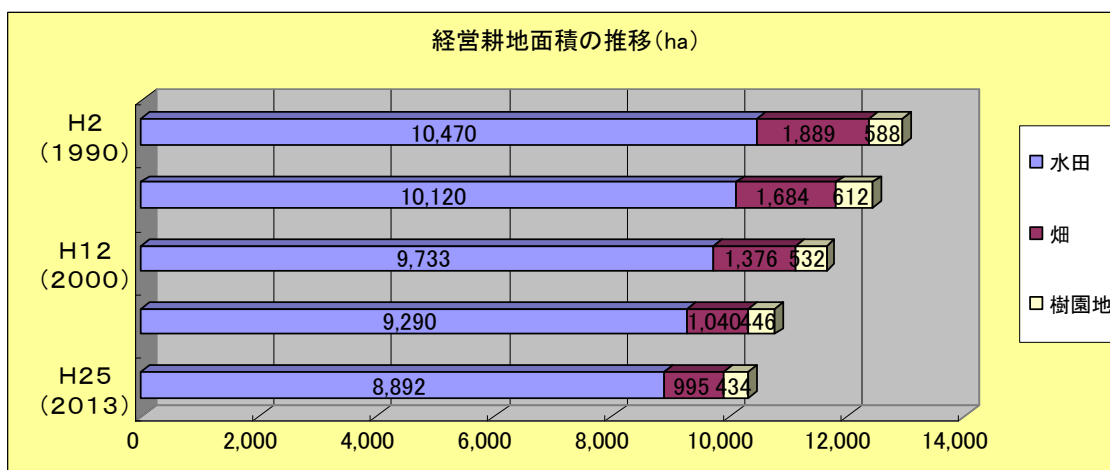
「経営耕地面積」の推移・・・ 「畑」が大きく減少

経営耕地面積については全体として減少傾向にあり、特徴として水田が全体に占める割合が非常に大きく、過去15年間でも常に8割以上が水田となっています。

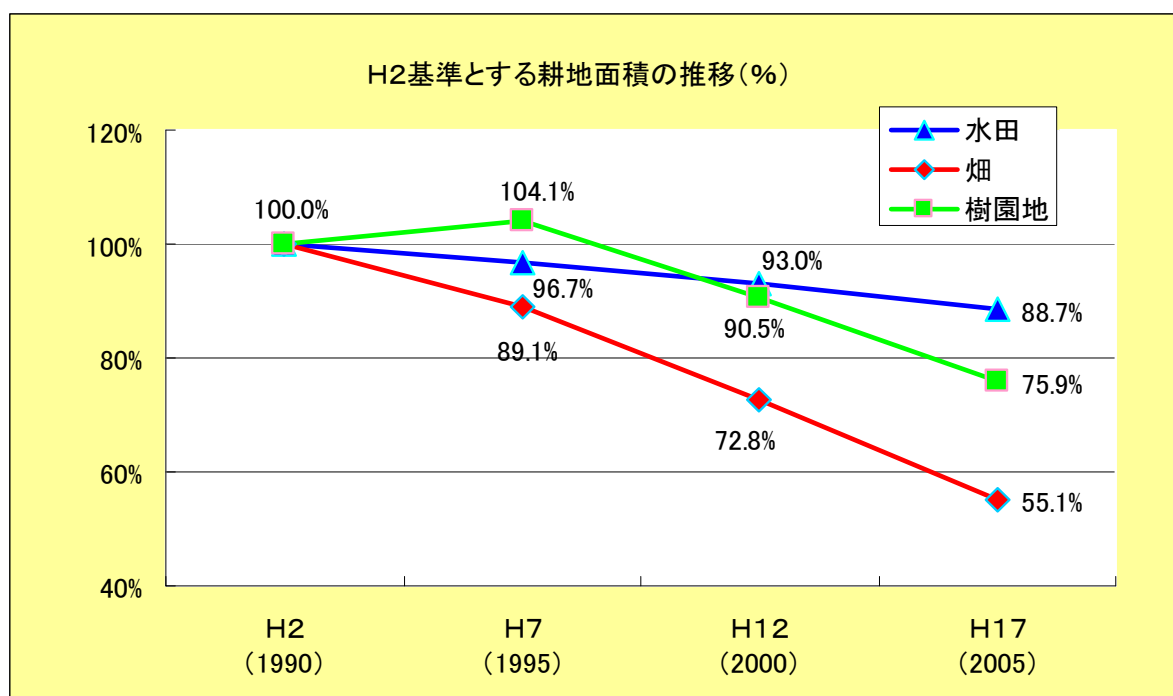
また、H2と比較してみると、H17の水田面積は約1割程度の減少となっています。

その一方で、畑はH2：1,889ha、H17：1,040haと849haが減少し、H2と比較してみると、実に55%と4割以上も減少しています。

この要因としては、陸稲の作付け減少とともに農業従事者の高齢化の進展により、労働力を多く要する玉ねぎなどの重量のある作物や露地野菜などの、畑作を維持することが困難になってきているものと思われます。



出典：農林業センサス（H25は独自推計値）



(3) 「農畜産物」について

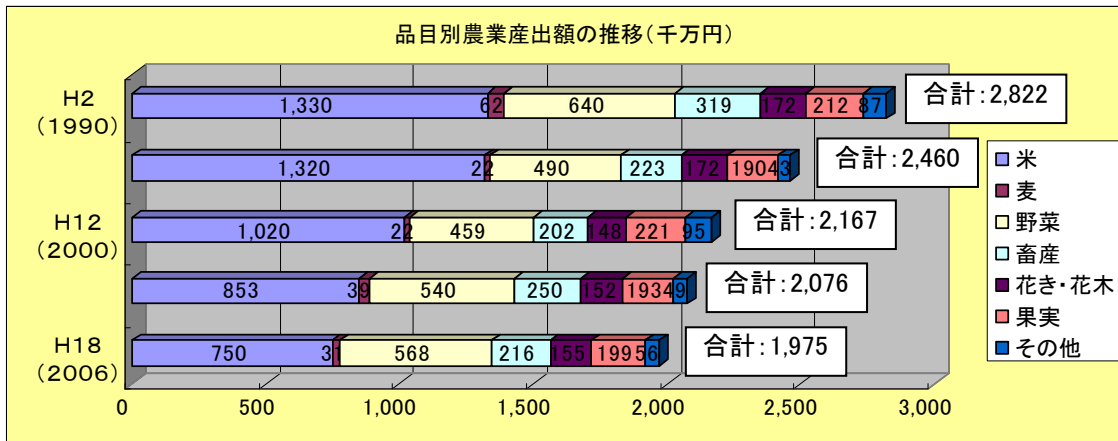
① 「農業算出額」の推移（過去15年間）・・・ 「米」が著しく減少

過去15年間の農業算出額の全体的に減少傾向にあり、H18の算出額は、1,975千万円と、H2の2,822千万円との比較では70.0%と、実に3割も減少をしています。

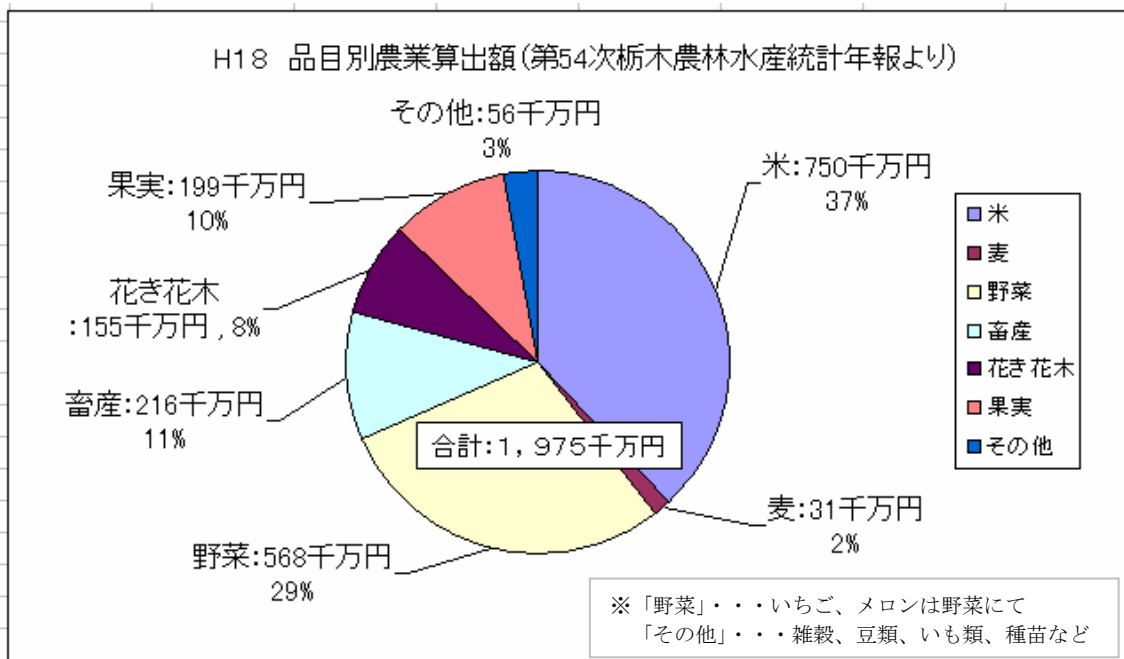
もし、このままの傾向で農業算出額が減少し続けると仮定すると、5年後の試算では、約174億円まで減少する極めて深刻な状況となります。

中でも特に、全体の構成比の4割強を占める「米」は、H2：1,330千万円、H18：750千万円と著しく減少し、H2との比較では約4割以上も減少しています。

この要因としては、やはり米価下落が大きいものと推測されます。



出典: 栃木農林水産統計年報



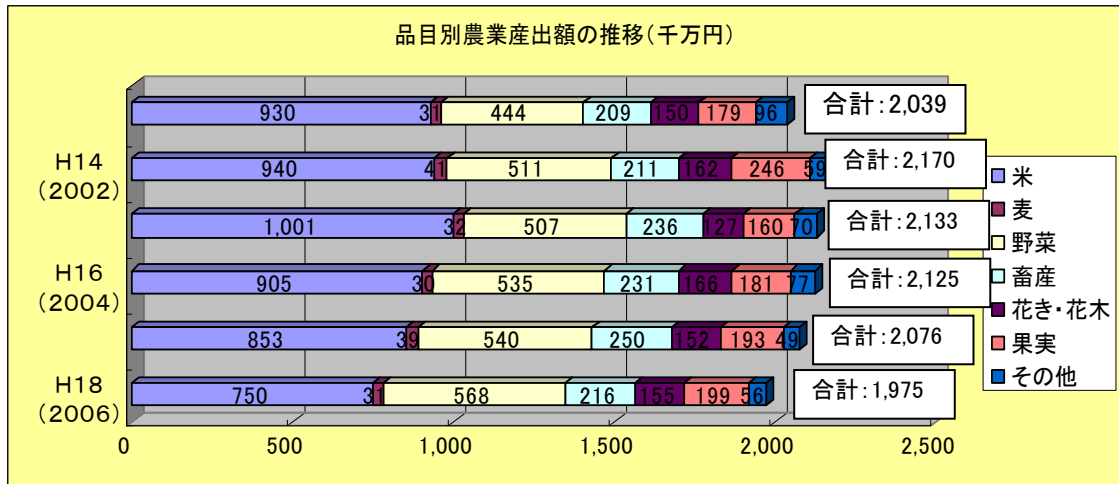
農業産出額=(農産物生産数量-中間生産物数量)×農家庭先販売価格
 ・中間生産物とは、収穫量のうち再び農業に仕向けられるもので、種子、飼料など
 ・農家庭先価格とは、農家の庭先で取引が行われている場合はその取引価格をさす
 なお、農家が直接市場等へ搬入し出荷する場合は市場価格から市場手数料等を差し引いた価格
 ・農業産出額は平成12年までは農業粗生産額として表される

②「農業算出額」(近年)・・・概ね「横ばい」傾向。「野菜・畜産」が貢献。

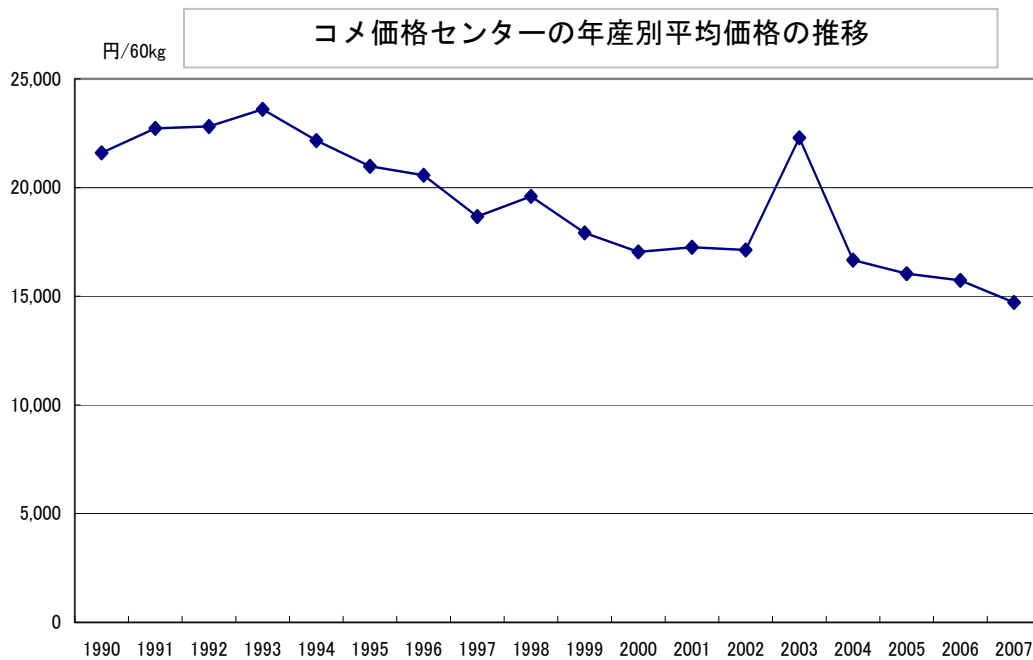
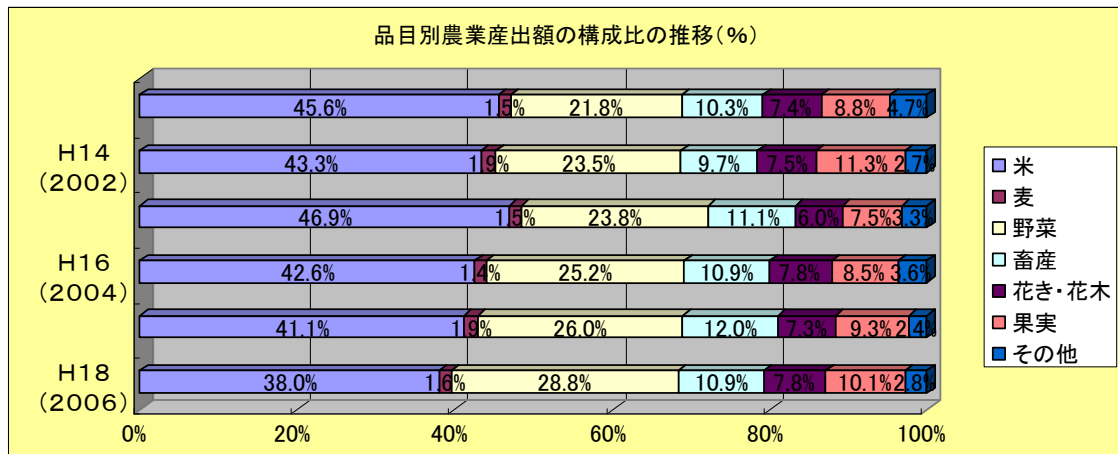
過去15年間では、約3割もの大幅な減少をしている農業算出額ですが、過去5年程度を見ると約200億円規模で横ばいの傾向にあります。

また、全体の算出額に占める品目別の構成比についてH13とH18を比較してみると、やはり米価下落の影響からか「米」の占める割合が45.6%から38.0%と減少している一方で、「野菜」が21.8%から28.8%、「畜産」は10.3%から10.9%と増加傾向にあることから、これらが全体の合計金額を支えている実態が伺えます。

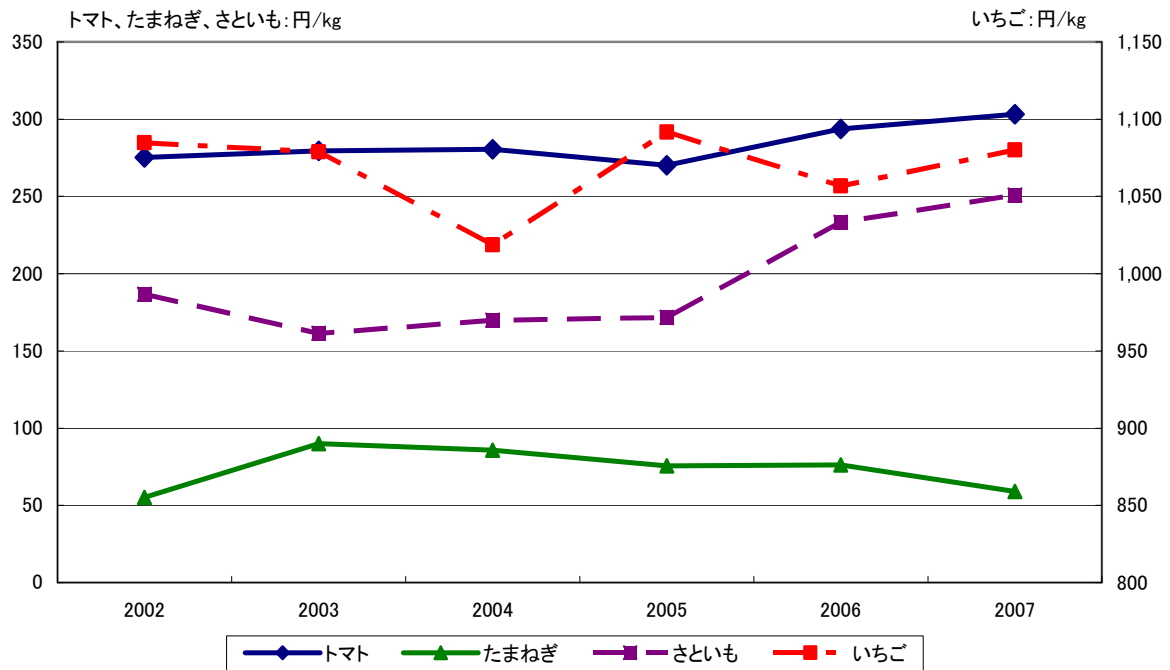
これは、作目によって単価は異なるものの、コメ価格の下落に比較して園芸作物の価格が概ね安定し、中には上昇傾向のものがあるためと思われます。



出典: 栃木農林水産統計年報



東京都中央卸売市場の栃木県産農産物の年平均取引価格



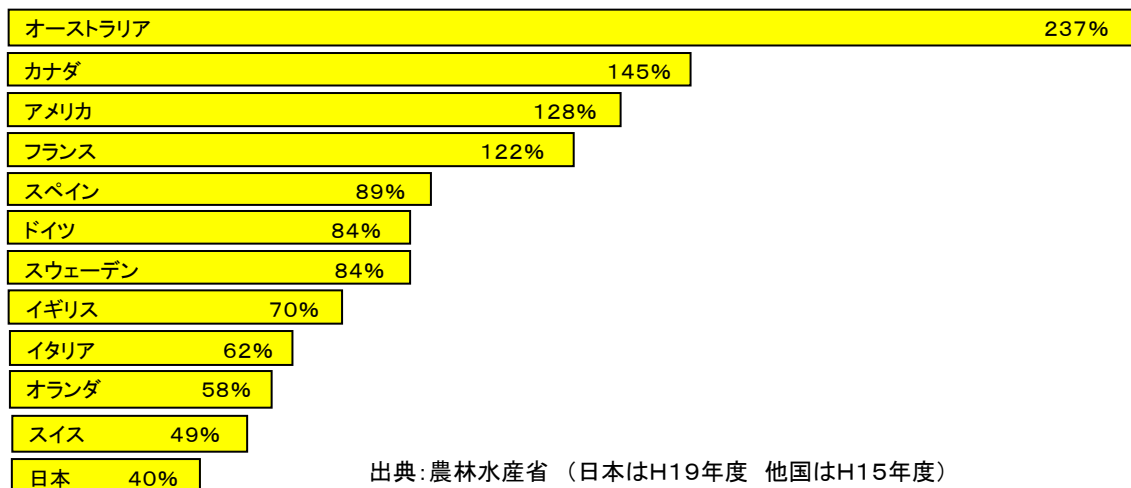
(4) 「食料自給率」について・・・日本の低さが際立つ、本市目標は「H24で37%」

・本市の食料自給率（カロリーベース）

現状 31% (H17) ⇒ 目標 37% (H24) （日本全体: 40% (H19) ⇒ 50% (H31)）

【品目別の現状 単位：%】

米	小麦	豆類	野菜	果実	肉類	牛乳	魚介類	砂糖類
135	7	23	45	42	14	8	0	0



農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で試算。

1. 供給熱量総合食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合
なお、畜産物については、飼料自給率を考慮している。アルコール類は含まない
2. ドイツについては、統合前の東西ドイツを合わせた形で遡及
3. 日本及び上記諸外国以外は、データが不足しているため試算されていない

第2章 本市の農業振興の基本方向

1. 重視すべき視点（「基本理念」～「基本目標」～「将来像」）

農業を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、また、人々の価値観が複雑・多様化する中、農業に求められる内容や質、解決すべき課題や問題は多岐にわたります。

全国的な傾向でもありますが、中でも「担い手の高齢化」は特に深刻な問題です。

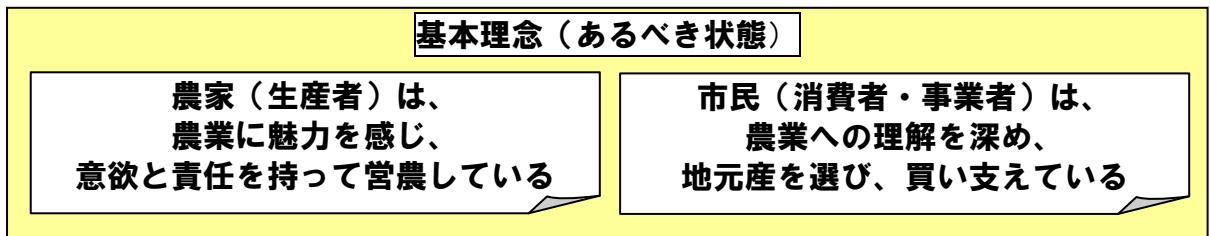
なぜなら、それは農業の存続に係わることであり、また、私たちを取り巻く自然環境の悪化など日常生活に大きな影響があるばかりか、何より「食」の安定的な確保の観点から、自分たちの「命」の問題へとつながっているためです。

農業がこのような厳しい環境の中にある今こそ、確固たる「理念」と「目標」を掲げ、「本市農業の目指すべき姿」（将来像）に向け着実に農業振興を図っていきます。

（1）本市農業のあるべき状態：「基本理念」

市民の食を守り安心して暮らせるようにするためには、「担い手の高齢化」に対応し将来にわたり農業が営まれるよう「農業の持続性」を高めるとともに、新鮮な農畜産物が安定的に提供されるよう「食料の自給力」を高める必要があります。

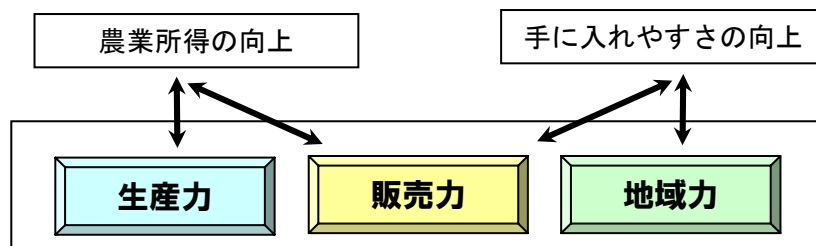
このため、本市農業の「あるべき状態」として、一つ目に農業の持続性が高まる「農家（生産者）が農業に魅力を感じ、意欲と責任を持って営農している」状態を、二つ目に消費者と事業者が農業の大切さを理解するとともに、地元産農畜産物を積極的に選択し手軽に入手できるような「市民（消費者・事業者）が農業への理解を深め、地元産を選び、買い支えている」状態と、この二つを「基本理念」とします。



（2）「基本理念」を実現するための「基本目標」：『生産力』『販売力』『地域力』の向上

本市農業の「基本理念」である「農家が意欲と責任を持って営農」するためには「農業所得の向上」が、また「市民が地元産を選び買い支える」ことができるためには、「手に入れやすさの向上」が必要となります。

これらを実現するための「力」として、本市農業の『生産力』『販売力』『地域力』の3つの「力」の向上を「基本目標」として掲げます。



一つ目の『生産力』は、「農業の多様な担い手の確保」や「農業生産基盤の有効活用」などにより、多様な農畜産物が持続的に効率よく生産できる「力」を、

二つ目の『販売力』は、「地産地消の強化」や「ブランド化の推進」などにより、うつのみや産農畜産物が市内外から選ばれるとともに十分にいきわたる「力」を、

三つ目の『地域力』は、「快適で豊かな農村環境の形成」や「農業農村の文化や活気を守る」ことにより、皆で農業農村の大切さを理解し守り育てていく「力」を高めます。

基本目標（あるべき状態に近づくために）

- I 『生産力』の向上：多様な農畜産物を、持続的に効率よく生産する「力」
 - II 『販売力』の向上：地元農畜産物が市内外から選ばれ、十分にいきわたる「力」
 - III 『地域力』の向上：皆んなが農業農村の大切さを理解し、守り育てていく「力」
- これらの3つの「力」を高めます。

■基本目標の達成状況の把握

これらの3つの「力」のそれぞれに指標・目標値を掲げ、達成状況を把握するとともに、着実に計画を推進するための目安とします。

生産力向上のために

- ・指標：耕地利用率（農産物作付け延面積／経営耕地面積）
- ・目標：現状値 約87%（H18「栃木農林水産統計年報」より）
⇒ 約96%（+9ポイント 作物作付け延べ面積で約780ha増）
- ・指標・目標の考え方

世界的な穀物不足への不安が高まる中、安定的に市民の「食」を確保するためには、農地を最大限に有効活用し、地域をはじめとした国内における食料の生産力を高める必要があります。

このため、麦・大豆（麦あと大豆の2毛作を含む）、飼料作物・飼料用米・米粉用米、トマト、いちご、アスパラガスなどの園芸作物の作付けを促進し、生産調整水田や畑地の有効活用を図ります。

現在、作付け可能な耕地面積全体の約87%に何らかの作物が作付けられている状況ですが、今後の5年間で9ポイント増の約96%に作付けがなされるよう、生産振興を図っていきます。

販売力向上のために

- ・指標：「うつのみや産」表示を行なう大規模小売店数（売場面積全体1,000㎡以上）
- ・目標：現状値 35店舗（H21.3）（H20.12現在存在する大規模小売店数：52店舗）
⇒ 全52店舗
- ・指標・目標の考え方

輸入農畜産物の安全性に対する不安が高まる中、新鮮で生産者の顔の見える地元農畜産物への期待が高まっています。

このため、市民が身近な地域で手軽に地元産を手に入れることができるよう、市内の量販店における「うつのみや産コーナー」の設置や「うつのみや産表示」の取組を促進します。

現在、52店舗ある大規模小売店（売場面積全体で1,000㎡以上）のうち、35店舗が継続的にこれらの取組を行なっていますが、今後の5年間で52店舗全ての量販店の賛同による取組を目指します。

地域力向上のために

・指標：「うつのみや産」農畜産物を積極的に選択しようと「非常に思う」市民の割合

・目標：現状値 22%（H21.3）

⇒ 約50%以上

・指標・目標の考え方

海外からの農畜産物の輸入外圧の高まりや原油価格高騰時における燃料をはじめとする肥料・農薬などの農業資材の価格高騰など、農業経営に対する不安が懸念されています。

このため、地元生産者が持続的に農業を営み安心して農畜産物の生産が出来るよう、皆が積極的に地元農畜産物を購入し、安定した農業経営を支えていく必要があります。

現在、約2割の市民が「農畜産物を購入する際には、積極的に“うつのみや産”を選んで買っていきたいと「非常に思う」状況ですが、今後5年間で半数以上の市民の方に、このように思っただけのよう目指します。

<参考>

「あなたのご家庭で、米・野菜・果物などの農産物を購入するにあたっての基準で、最も重視することは何ですか？」

①国産品（33%）、②鮮度（25%）、③価格（18%）④地場産（6%）、⑤低農薬（4%）、⑥生産者（3%）

調査対象：宇都宮市在住475名 ネット「消費者調査」H20.10より

（3）本市農業の将来像（目指すべき姿）：「農業王国うつのみや」

3つの基本目標である「生産力」「販売力」「地域力」が高められた本市農業の理想状態を、「目指すべきうつのみやの農業の将来像（農業王国うつのみや像）」として描き、生産者、消費者、農業関係団体など、本市の農業農村や農畜産物に係わる全ての主体が一丸となって、目指していきます。

本市農業の将来像【農業王国うつのみや】

うつのみやの農業は、

生産者が、誇りと意欲を持っていきいきと農業を営み、

消費者が、豊富で新鮮な農畜産物を、身近に手に入れられるとともに、

豊かで美しい農村環境が守られ、癒しや潤いに満ちています。

良いものづくり、しっかり届ける、みんなでささえる
“農業王国うつのみや”

■「農業王国うつのみや」の実現状況

計画全体の達成状況として、「農業王国うつのみや」の実現度合いをはかる指標・目標値には、市全体としての「農業算出額」と、地域農業の中核的な担い手である「認定農業者」の「平均の農業所得」の2つを設定し、着実な計画推進の目安としていきます。

- ・指標：農業産出額

- ・目標：現状値 約197億5千万円（H18「第54次栃木農林水産統計年報」より）

⇒ 約204億5千万円（+7億円 約3.5%増）

（参考H17：約207億7千万円）

- ・指標：認定農業者の平均農業所得（認定・再認定時）

- ・目標：現状値 約770万円（認定農業者の認定所得要件：580万円以上）

（土地利用型：約636万円、園芸型：約788万円、畜産型：約1,099万円）

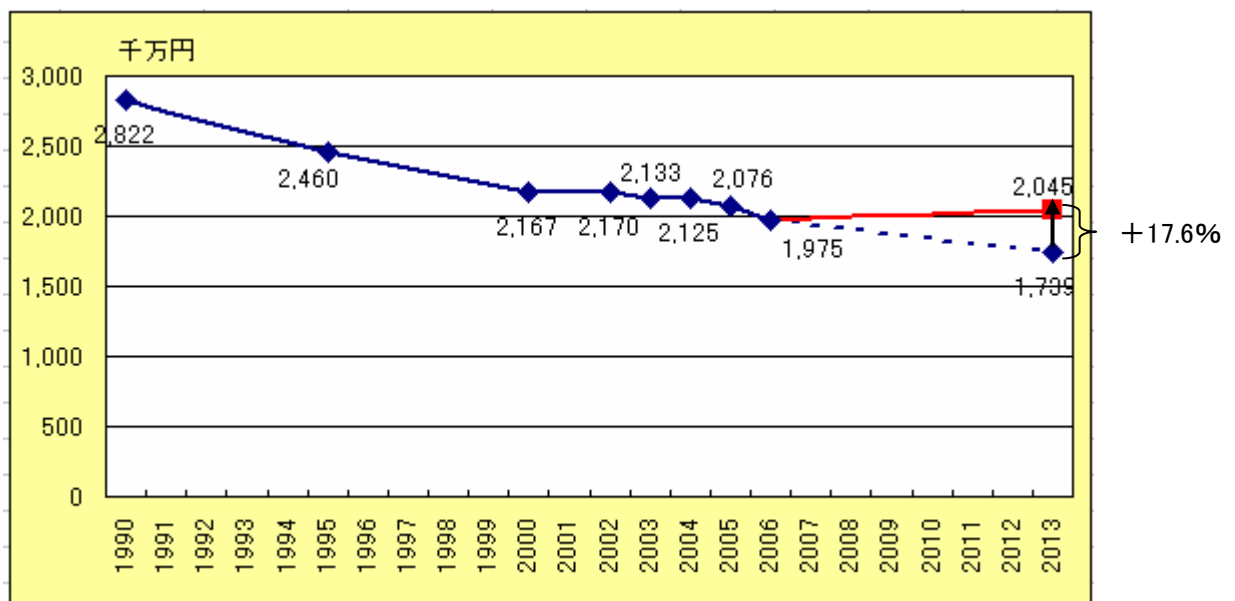
⇒ 約800万円（+30万円 約4%増）

- ・指標・目標の考え方

「生産力を高めるため」の目標として、生産調整水田における奨励作物の作付や麦・大豆の輪作を行なうなど、耕地利用率（有効利用・高度利用）を高めることにより、農産物の生産量を増やすことで、農業産出額の増大を図るとともに、担い手の所得向上を目指します。

なお、このままの傾向で農業算出額が減少し続けると仮定すると、5年後には、約174億円まで減少する試算になりますが、目標としては試算の金額から17%以上引き上げた金額となる約204億5千万円を目指しています。

農業算出額の推移と見通し



重視すべき視点

世界の農業を取り巻く環境や、本市農業の特性を踏まえると、
このまま、農業従事者の高齢化が進展する中、何も対策を講じなければ、
「食」の供給を通して「命」を守る産業である…

農業を続けることが
困難に

「食」の安定的な供給が
困難に

市民の暮らしと命を守るためには、

農業の「持続性」の向上

食料の「自給力」の向上

に取り組まねばなりません！！

基本理念（あるべき状態）

農家（生産者）は、
農業に魅力を感じ、
意欲と責任を持って営農している

市民（消費者）は、
農業への理解を深め、
地元産を選び、買い支えている

「基本理念」の実現には、…

農業所得の向上

手に入れやすさの向上

生産力

販売力

地域力

3つの「力」を高めます

基本目標（基本理念に近づく「力」）

- I 「生産力」向上：多様な農畜産物を、持続的に効率よく生産する「力」を高めます
- II 「販売力」向上：地元農畜産物が市内外から選ばれ、十分にいきわたる「力」を高めます
- III 「地域力」向上：みんなが農業農村の大切さを理解し、守り育てていく「力」を高めます

本市農業の理想像【農業王国うつのみや】

うつのみやの農業は、

生産者が、誇りと意欲を持って いきいきと農業を営み、
消費者が、豊富で新鮮な農畜産物を、身近に手に入れられるとともに、
豊かで美しい農村環境が守られ、癒しや潤いに満ちています。

良いものづくり、しっかり届ける、みんなでささえる
“農業王国うつのみや”

◆本市における農業振興のポイント

2. 本市農業の重点課題

農業を取り巻く内外環境を見据えつつ、現行計画のこれまでの取組を振り返る「実績評価」や本市の農業構造の推移や将来推計などから導いた中長期的な展望などを踏まえつつ、本市農業における特に重点的に解決すべき課題として9つの「重点課題」を導きました。

また、それらの重点課題が解決された「目指すべき状態」は次のとおりです。

(1) 地域の状況や営農形態に応じた「担い手の確保・育成」

地域農業の中核的な担い手や生きがいなど農業に従事する全ての人々が、各々の関わり方で「個別の経営体」として活躍するとともに、営農存続が困難な農地を引き受けて集積し効率的な営農を行なう「組織的な経営体」が存在するなど、質の高い経営を行なう経営体が各地域の状況に応じて確保・育成されています。

(2) 農畜産物の効率的・安定的な生産を支える「生産基盤の確保と有効活用」

一定のまとまりがあることや区画が整形であるなどの優良農地が守られるとともに、地域の状況や担い手の経営規模に応じた農業共同利用施設や農業機械の整備が進み、効率・効果的に、安全で高品質な農畜産物が安定的に生産されています。

(3) 明確な根拠に裏付けられた「消費者の安全性・安心感の向上」

生産者が、農畜産物の安全性の向上に向けて積極的な営農技術の導入や生産工程の管理を徹底し明確に表示することで、消費者は、身近な地域でこれらの安全性に関する情報を容易に入手し取組内容を把握するとともに、それらの内容を良く理解しています。

(4) 環境に優しく、安全性・持続性を高める「環境保全・資源循環型農業の促進」

生産者が、環境負荷を低減させる農業の手法を積極的に導入するとともに、農業生産活動により排出される未利用資源の再利用や、有効活用を図るためのシステムが構築されています。

(5) 生産者と消費者の距離を縮める「地産地消の強化」

生産者は安全性を高める農業に取り組み、取組内容を十分に消費者に伝える努力をするとともに、消費者は、これらの取組内容を理解し地元の生産者が持続的に営農していけるよう、地元農畜産物を積極的に選択し買い支えています。

(6) ニーズに敏感、高品質で安定的「ブランド力の高い農畜産物と産地づくり」

高品質な農畜産物が安定的に生産され一定の量が供給されるとともに、突出した品質や希少性を誇るものなど、多様なニーズに対応した優れた農畜産物が供給されており、「うつのみや産」全体のブランドイメージが高まっています。

(7) 新たなチャンスを生み、皆んなのメリットを高める「農商工連携の強化」

農商工連携の成果により生産者や企業が高い収益をあげるとともに、宇都宮の農業に職業やビジネスとしての可能性や魅力を感じ、新規就農者や参入する企業が増えています。

(8) 暮らしを守り、命を育む「農業の大切さを理解し支える行動の促進」

皆が、自らの消費行動や食生活など日常の行動の積み重ねが農を守り、自らの命を守ることを理解し身近なことから行動することで、「農の多面的機能」が守られるとともにその思いが広がり受け継がれています。

(9) 農村文化やコミュニティの持続性を高め、暮らしを支える「農村生活環境の形成」

農村の各地域において快適で質の高い生活基盤が整い、また、地域固有の様々な風土・文化が守られるとともに魅力を活かした農村づくりが行なわれ、豊かな地域コミュニティにより地域農業が支えられています。

「農業王国うつのみや」の実現に向け、これらの「重点課題」の解決を図るため、「基本目標」である3つの力、『生産力』・『販売力』・『地域力』の向上に資する施策事業を構築し計画的に取り組んでいきます。

3. 本市における農業振興の「ポイント」

本市の農業構造の「特性」や農業を取りまく中長期的な「展望」を踏まえた「重点課題」を整理し、これらの解決に向けた方向性として「生産面」と「販売・消費面」の観点からそれぞれの「主体」ごとに「農業振興のポイント」を整理しました。

■ 「生産面」において

- ・ 基本的な考え方

国の今後の政策の大きな柱である「食料の安定的な確保」を踏まえつつ、本市の生産者の農業所得の向上を図るため、本市農業の特性や潜在能力を最大限に発揮させ、広大な面積の水田をフル活用するとともに、地域特性を生かした施設園芸や畜産農業を振興します。

1. 土地利用型（稲作、麦、大豆等）農家へのアプローチ

（1）「稲作大規模経営」を志向する生産者へ

スケールメリットを生かし農作業や経営コストの効率化を図るとともに、農地の利用集積や高度利用、経営の組織化などにより「さらなる経営規模の拡大」等を支援します。

- ・ 経営規模の拡大
- ・ 経営の組織化・法人化 など

（2）「稲作中規模経営」を志向する生産者へ

稲作を中心とした経営の安定化が図れるよう、「生産調整水田の有効活用」や「麦あ」と大豆」などの高度利用、収益性の高い施設園芸との「経営の複合化」等を支援します。

- ・ 農地の有効利用・高度利用
- ・ 園芸農業等との「経営の複合化」 など

2. 園芸・畜産農家へのアプローチ

環境に配慮した「低コスト化や効率化」を図るとともに、産地力を高める「農畜産物の高付加価値」等を支援します。

- ・ 低コスト化・省エネ化
- ・ 高付加価値化
- ・ 多品目生産の振興 など

■「販売・消費面」において

・基本的な考え方

生産現場における農畜産物の安全性・品質の向上や流通・販売における情報発信やPRの強化を図り、市民に対して魅力と安心感を高めるとともに、身近な地域における手に入れやすさを高め、より多く「うつのみや産農畜産物」を買い求めてもらえるようにします。

1. 流通・販売業者へのアプローチ

地元農畜産物が、市内に豊富に出回り市民が手軽に買い求められるよう、入手機会や場所の充実・強化を図ります。

- ・地元農畜産物の入手機会の充実・強化

2. 消費者・事業者へのアプローチ

地元の生産者が、持続的に農業を続け安定的に優れた農畜産物を供給し続けられるよう、消費者や事業者の「農業・農村の理解促進」を図り、地元を守り支えるために地元農畜産物の積極的な選択と利用を促進します。

- ・農業への理解促進（地元産を買い支える、地元を守る）

これらの「農業振興のポイント」を踏まえながら、施策事業の優先化や重点化を図り、「農業王国うつのみや」の実現に向けて、効率・効果的な農業振興を図ります。

第3章 リーディングプロジェクト

「リーディングプロジェクト」とは、「農業王国うつのみや（理想像）」の実現に向け、本市農業の9つの重点課題の解決に効果的で「基本目標」である『生産力』『販売力』『地域力』の向上に特に効果が高いと思われる施策事業について、分野別計画の「重点事業」の中から選定し、これらによって構成される「3つのプロジェクト」として位置付けたものです。

これらの施策事業は、今後5年間のうちに、特に重点的に取組を進めていきます。

分野別計画の「重点事業」から
特に選定した施策事業

「生産力向上」プロジェクト

- ・担い手支援ネットワークの構築
- ・稲作農家の経営安定化
- ・組織的な農業経営体づくり
- ・大規模農業施設の整備
- ・環境保全型農業の（理解）促進

「販売力向上」プロジェクト

- ・生産履歴等表示システムの構築
- ・「うつのみや産」流通の充実強化
- ・農畜産物のブランド化の推進
（産地づくり、流通・販売）
- ・アグリネットワーク事業の推進
- ・直売所・加工所等の整備推進

「地域力向上」プロジェクト

- ・環境保全型農業の（理解）促進
【再掲】
- ・うつのみやの農業の「理解促進」と「魅力発信」の強化
- ・農村の魅力と環境づくり
（むらづくり、環境保全活動等）

「生産力向上」プロジェクト

生産者が、持続的かつ安定的に農畜産物の生産が続けられるよう、次の施策・事業を集中的に展開し、うつのみやの農業の「生産力」を高め、「うつのみやの農家が、日々、意欲的に営農できる」ようにします。

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
農業担い手支援ネットワークの構築	「宇都宮市担い手育成総合支援協議会」の体制を強化し、個別の経営内容に沿った、きめ細やかな支援を行なう。	・経営コンサルタント等のデータベース化（完了） ・認定農業者等へ個別派遣（開始・継続）	★★★
稲作農家の経営安定化	農地流動化の推進による経営規模の拡大や、収益性の高い園芸作物との経営の複合化を支援するとともに、土づくり（適正施肥）への支援を行なう。	・「産地確立対策交付金」の交付（開始・継続） ・パイプハウス等設置支援（実施済・継続） ・土壌診断への支援（H21・H22の2カ年）（完了・自主的に継続）	★★★
組織的な農業経営体づくり	営農継続が困難となる農地の利用調整や、耕作放棄地を解消する仕組みを構築するため、集落営農の組織化や農業公社機能の充実・強化、公的な農業生産法人の設立を検討する。	・集落営農の組織化：25組織 ・農業公社の機能強化（一部実施）（耕作放棄地解消の仕組み構築完了） ・公的な農業生産法人の設立（検討）	★★☆
大規模農業施設の整備	農作業の省力化や生産コストの低減、ニーズに対応したカントリーエレベーターや、重点作物等の生産拡大に対応した選果場の整備、能力増強を図る。 また、安全で安定的な種子の供給を図る大型種子処理施設整備の検討を進める。	・大型農業施設整備（新規1箇所以上） ・選果場の能力増強等（必要に応じ）	★★☆
環境保全型農業の（理解）促進	減農薬・減化学肥料栽培などを行なうエコファーマーの確保・育成や、耕畜連携による地力増進、環境にやさしい農業資材の利用を促進する。	・エコファーマーの普及・啓発（実施済・継続） ・「産地確立対策交付金」（リンクT認証作物）の交付（開始・継続） ・リンクT認証の普及・啓発（実施済・継続）	★★★

「販売力向上」プロジェクト

消費者が、豊富で新鮮な農産物を安心して常に手に入れられるよう、次の施策・事業を集中的に展開し、うつのみやの農業の「販売力」を高め、「うつのみや産農畜産物が、消費者に十分に行きわたる」ようにします。

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標 (H26.3)
「生産履歴」等表示システムの構築	出荷された農産物の生産者や生産履歴などの内容などを表示するQRコードを開発するとともに、流通経路を追跡できるトレーサビリティシステムを構築する。	・生産履歴の電算管理（開始・継続） ・QRコードの開発（開始・継続） ・トレーサビリティシステムの構築（開始・継続） (牛を除く畜産物の表示システム化については今後検討)	★★★
「うつのみや産」農畜産物の市内流通の充実・強化	「地産地消推進店制度」を構築し、消費者が推進店で利用可能なポイント還元の仕事みなどを構築するとともに、量販店等における「うつのみや産」の表示やコーナーの設置を促進する。	・「地産地消推進店」認定制度（開始・継続） ・地場農産物購入ポイント制度（開始・継続） ・推進店間の交流会（開始・継続） ・農協の直接・契約販売ルート拡充（実施済・継続） ・実需者と生産者団体との商談会（開始・継続）	★★★
農畜産物ブランド化の推進 (産地づくり)	「土づくり」などのプレミアム品質の出現率向上への支援や、選果基準の厳格化、品質管理の徹底とともに、ブランド農産物の生産拡大等に対応した選果場の機能向上に努める。	・土壌診断への支援（H21・H22の2カ年）（完了・自主的に継続） ・宇都宮牛復興プロジェクト（完了・自主的に継続） ・選果場の能力増強等（必要に応じ）	★★★
(販売・流通)	メディアを活用した広告・宣伝の強化や、市内外への販売網の拡大と情報発信に向けたアンテナショップなどの販売戦略を展開する。	・アンテナショップの展開（開始・継続） ・メディアを活用したPR（実施済・継続） ・海外見本市への出展（実施済・継続）	★★★
うつのみやアグリネットワーク推進事業の充実・強化	アグリネットワーク会員が主体的に活動に参画できる仕組みづくりや、アドバイザーの配置によりアグリビジネスの創出・商品化を行なう。	・研究会による活動（実施済・継続） ・アドバイザーによる支援（実施済・継続） ・アグリビジネスの創出・商品化（実施済・継続）	★★★
直売所・加工所等の整備推進	女性起業のきっかけや地元農産物の利用拡大など、農業の付加価値を高められる、直売所や加工所、レストランや体験農園などを併設した、一体的な事業展開を推進する。	・事業展開に係る課題の整理（完了） ・基本計画・設計（開始・継続）	★★☆

「地域力向上」プロジェクト

農村と都市が共生し癒しや潤いに満ちていけるよう、次の施策・事業を集中的に展開し、うつのみやの農業の「地域力」を高め、「うつのみやの農業が、多くの人々に理解され、支えられる」ようにします。

・・・★★★★：整備完了・実施済（継続） ★★★：一部整備・部分実施 ★★☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
環境保全型農業の（理解）促進 【再掲】	減農薬・減化学肥料栽培などを行なうエコファーマーの確保・育成や、耕畜連携による地力増進、環境にやさしい農業資材の利用を促進する。 また、これらの取組が持続的に行なわれるよう、販売面における差別化や、生産者に普及啓発するとともに、消費者の理解促進を図る。	・リンクT認証の普及・啓発（実施済・継続） ・「産地確立対策交付金」（リンクT認証作物）の交付（開始・継続） ・エコファーマーの普及・啓発（実施済・継続）	★★★★
うつのみやの農業の「理解促進」と「魅力発信」の強化	農業に関する各種イベントや、メディアの活用、アンテナショップの展開等により、特産物や就農機会などの情報発信とともに、PRを強化する。	・イベント等における啓発・発信（実施済・継続） ・メディアによる啓発・発信（開始・継続） ・アンテナショップの運営（開始・継続）	★★★★
農村の魅力と環境づくり（むらづくり、環境保全活動等）	農業農村の多面的機能の大切さや、環境に配慮した営農を普及啓発する。 また、地域間の連携や都市住民との交流を促進させる「地区むらづくり推進協議会」の活動や、生産者と都市住民による農村環境保全活動など、地域資源を活用した魅力づくりや主体的な活動を支援する。	・交流事業の実施（実施済・継続） ・地域間の連携（一部地域開始・継続） ・保全管理等の共同活動（実施済・継続） ・「産地対策交付金」（リンクT認証作物）の交付（開始・継続） ・環境に配慮した営農活動への支援（実施済・継続）	★★★★

第4章 分野別計画

「分野別計画」では、本市農業の3つの「基本目標」である「生産力」、「販売力」、「地域力」の向上のために、次の6つの「基本施策」において、柱ごとに施策事業を体系化しています。

基本目標Ⅰ：「生産力向上」のために

基本施策1：農業の「持続性」を高める <担い手・組織・体制などの分野>

[単位施策]

- (1) 意欲ある多様な担い手の確保・育成
- (2) 本市の実情にあった担い手組織化の推進

基本施策2：農業経営の「効率性・安定性」を高める <土地・施設・機械などの分野>

[単位施策]

- (3) 生産性の高い土地基盤の整備・管理
- (4) 効率的な生産・出荷体制の維持・向上

基本目標Ⅱ：「販売力向上」のために

基本施策3：安全で新鮮な「食」を届ける <生産・消費などの分野>

[単位施策]

- (5) 安心と旬を届ける地産地消の推進
- (6) 市民みんなで「農」を支える仕組みづくり
- (7) 市民の「食」を支える仕組みづくり

基本施策4：うつつのみや産が選ばれる <生産・流通・販売などの分野>

[単位施策]

- (8) 生産地におけるブランド製品の生産振興
- (9) 市場における農畜産物のブランド化の推進

基本目標Ⅲ：「地域力向上」のために

基本施策5：快適で豊かな農村環境を形成する <生活・環境などの分野>

[単位施策]

- (10) 快適な農村生活環境の整備
- (11) 農業・農村の多面的機能の維持・向上
- (12) 人と自然にやさしい循環型農業の促進

基本施策6：農業・農村の文化を守り活気を高める <交流・地域振興などの分野>

[単位施策]

- (13) 農村地域の活性化
- (14) 「食」と「農」の理解促進

【分野別計画体系（イメージ）】

分野別計画

I 「生産力向上」のために 【基本目標】

【基本施策】 1 農業の「持続性」を高める

【単位施策】 (1) 意欲ある多様な担い手の確保・育成

□ 個別施策 ① 中核的な担い手の確保・育成

◎リーディングプロジェクト：農業担い手支援ネットワークの構築

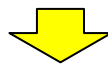
・主な事業：農地の利用集積促進

□ 個別施策 ② 新規就農者の確保・育成

○重点事業：新規就農貸付金制度の構築

・主な事業 ～ 重点事業

分野別計画における「主な事業」のうち、「重点課題」の解決に、特に効果が高いと考えられる施策事業を「重点事業」として位置付け、重点的に推進していきます。



・重点事業 ～ “リーディングプロジェクト”を構成する施策事業

重点事業のうち、本市農業の目指すべき姿（農業王国うつのみや像）を実現に向け、特に効果が高いと考えられる取組を「リーディングプロジェクト」として選定し、集中的に展開していきます。

■ 「指標」と「目標値」一覧

施策体系	指標名	現状 (H21.3)	目標値 (H26.3)
農業王国うつのみや	市全体の農業産出額	約 197 億 5 千万円 (H18)	約 204 億 5 千万円
	認定農業者の平均農業所得	約 770 万円	約 800 万円
I 「生産力」 向上のために	耕地利用率	約 87%	約 96%
(1)意欲ある多様な担い手の確保・育成	認定農業者数	687 経営体	760 経営体
	新規就農者数(年間)	14 人/5 年平均	18 人/年間
(2)本市の実情にあった担い手組織化の推進	集落営農組織数	18 組織	25 組織
(3)生産性の高い土地基盤の整備・管理	ほ場整備事業の整備率	86.6%	86.9%
	認定農業者の農用地利用集積率	30.3%	45.0%
(4)効率的な生産・出荷体制の維持・向上	大規模共同利用施設数	既存8基	新規1基以上
II 「販売力」 向上のために	「うつのみや産」表示を行なう大規模小売店舗数	35 店舗(52 店舗中)	全 52 店舗
(5)安心と旬を届ける地産地消の推進	地域食料自給率	31%(H18.3)	37%以上
(6)市民みんなで「農」を支える仕組みづくり	アグリファンクラブ会員数	約 3,000 人	約 20,000 人
(7)市民の「食」を支える仕組みづくり	主食用米の生産量	34,174t	34,174t
	米粉用米	0t	56t
	二条大麦	2,024t	3,600t
	小麦	1,558t	3,233t
(8)生産地におけるブランド製品の生産振興	大豆	634t	1,905t
	トマトの生産量	4,490t(H18)	4,840t
	梨	4,830t(H18)	6,240t
	いちご	1,460t(H18)	1,500t
(9)市場における農畜産物のブランド化の推進	アスパラガス	50t(H19)	110t
	にら	369t(H18)	445t
	宇都宮牛の出現率	64.7%	80.0%
(9)市場における農畜産物のブランド化の推進	うつのみや産農畜産物の市民認知度	プレミアム7(トマト)19.8%	50%以上
		プレミアム13(梨)17.6%	50%以上
		宇都宮牛 56.2%	80%以上
III 「地域力」 向上のために	「うつのみや産」農畜産物を積極的に選択しようと思う市民の割合	22%	50%以上
(10)快適な農村生活環境の整備	特定環境保全公共下水道整備率	91.2%	94.0%
	農業集落排水接続戸数	1,820 戸	2,270 戸
	合併浄化槽整備基数	3,722 基	6,070 基
	農道舗装事業整備率	68.0%	83.4%
(11)農業・農村の多面的機能の維持・向上	農地・水・環境保全向上対策事業活動地区数	33 地区	現状維持
(12)人と自然にやさしい循環型農業の促進	エコファーマー数	591 人	810 人
(13)農村地域の活性化	むらづくり推進協議会による交流事業数	38 事業	50 事業
	都市農村交流参加者数	約 130 万人	約 138 万人
(14)食と農の理解促進	宇都宮の農業を大切にしたいと思う市民の割合	35.2%	80%以上

基本目標 I

生産力向上のために

多様な農畜産物が、
持続的に効率よく
生産できるように

[基本目標] I **生産力**向上のために

[基本施策]

1 農業の「持続性」を高める

＜担い手・組織・体制などの分野＞

■現状・課題

地球規模の温暖化や砂漠化の進行など環境の悪化に伴い、世界的に安定的な農畜産物の供給が困難になるとともに、農業担い手の高齢化が深刻化しています。

こうした中、地元農畜産物が安定的に生産され市民の「食」が確保されるよう、農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を高めることが重要になっています。

■取組の基本方向

「農業の持続性を高める」ため、一定規模の農畜産物を安定的に供給する中核的な担い手とともに、多面的機能の維持・向上や趣味・生きがいなど、各々の関わり方で農業に従事する全ての人が活躍するための「意欲ある多様な担い手の確保・育成」や、集落営農組織など農地を利用集積し効率・効果的な経営を行なう組織的な「担い手」が育ち、地域で活躍するための「本市の実情に合った担い手組織化の推進」に重点的に取り組んでいきます。

■基本施策目標

地域の状況に応じて、認定農業者などの個別経営体や組織的な経営体などの中核的な担い手とともに、農業と関わりを持つ様々な主体によって農業の持続性が高められています。

■重点事業（網掛け：リーディングプロジェクト）

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
農業担い手支援ネットワークの構築	「宇都宮市担い手育成総合支援協議会」の体制を強化し、個別の経営内容に沿った、きめ細やかな支援を行なう。	・経営コンサルタント等のデータベース化（完了） ・認定農業者等へ個別派遣（開始・継続）	★★★
新規就農貸付金制度の構築	就農直後の経営が不安定な時期において、据置期間の設定や無利子とするなど、新規就農者の生活を考慮した貸付金制度を創設する。	・新規就農貸付金の制度化（完了） ・新規就農者への貸付（開始・継続）	★★★
農村女性起業への支援	農村女性による地元農産物を活用した直売や加工・販売などの研修機会を提供するとともに、直売所の開店や経営を支援する仕組みを構築する。	・研修受入先のデータベース化（完了） ・研修コーディネートの仕組みの構築（完了） ・起業希望グループへ派遣（開始・継続）	★★★
稲作農家の経営安定化	農地流動化の推進による経営規模の拡大や、収益性の高い園芸作物との経営の複合化を支援するとともに、土づくり（適正施肥）への支援を行なう。	・「産地確立対策交付金」の交付（開始・継続） ・パイプハウス等設置支援（実施済・継続） ・土壌診断への支援（H21・H22の2カ年）（完了・自主的に継続）	★★★
環境保全型農業の促進	リンクT認証作物の販売面の差別化や、「産地確立対策」による支援などにより、減農薬・減化学肥料栽培などを行なうエコファーマーの確保・育成を図るとともに、耕畜連携による地力増進や、環境にやさしい農業資材の利用を促進する。	・エコファーマーの普及・啓発（実施済・継続） ・「産地確立対策交付金」（リンクT認証作物）の交付（開始・継続） ・リンクT認証の普及・啓発（実施済・継続）	★★★
組織的な農業経営体づくり	営農継続が困難となる農地の利用調整や、耕作放棄地を解消する仕組みを構築するため、集落営農の組織化や農業公社機能の充実・強化、公的な農業生産法人の設立を検討する。	・集落営農の組織化：25組織 ・農業公社の機能強化（一部実施）（耕作放棄地解消の仕組み構築完了） ・公的な農業生産法人の設立（検討）	★★☆
企業等による農業への参入促進	企業が地域農業へ貢献できる内容や、参入する際に伴う責任の周知を徹底し、「特定法人貸付事業」のPRを行うとともに、企業の参入意向を把握する。	・地元企業等の参入意向調査（完了） ・「特定法人貸付事業」のPR（実施済・継続）	★★★

■単位施策

(1) 意欲ある多様な担い手の確保・育成

●施策目標

認定農業者などの中核的な担い手が育ち、新規就農者とともに、女性グループや高齢者など、各々の様々な農業との関わり方で活躍する担い手が確保されています。

●施策指標

指標名	現状 (H21.3)	目標値 (H26.3)
認定農業者数	687 経営体	760 経営体
新規就農者数（年間）	14 人／5 年平均	18 人／年間

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主な事業)

- ①中核的な担い手の確保・育成
 - ◎農業担い手支援ネットワークの構築
 - ・農地の利用集積促進
 - ◎稲作農家の経営安定化
- ②新規就農者の確保・育成
 - 新規就農貸付金制度の構築
 - ・就農支援ネットワーク会議
 - ・農業体験機会・情報の提供
- ③女性や高齢者等の農業への参画促進
 - 農村女性起業への支援
 - ・家族経営協定の締結
 - 市民農園の有効活用【再掲】
 - 企業等による農業への参入促進
- ④◎環境保全型農業の（理解）促進
 - ・エコファーマーの確保・育成
 - ・耕畜連携の促進
 - ・環境負荷を減らす農業資材の利用促進
 - ・生産者・消費者の理解促進

□個別施策

①中核的な担い手の確保・育成

- ・認定農業者などの担い手の個別経営の内容に踏み込んだ営農技術の向上や、効果的な各種農業制度資金¹の利用などきめ細やかな経営改善支援を行なうため、知識・経験豊富な農業関係団体等のOBや経営コンサルタントなどを活用した「宇都宮市担い手育成総合支援協議会」の支援体制の強化などにより、「農業担い手支援ネットワーク」を構築します。
- ・土地利用型農業の担い手の経営規模拡大を支援するため、宇都宮市農業公社が農地の利用権設定や農作業の委託などの農地流動化を図る際には、認定農業者などの地域の中核的な担い手に対して優先的に斡旋や仲介を行います。
- ・また、稲作農家の経営の安定化を図るため、産地確立対策交付金を活用した生産調整水田における麦・大豆などの奨励作物の作付促進やパイプハウス設置への支援などにより、収益性の高い園芸作物との経営の複合化を支援します。
さらに、土づくり（適正施肥）への支援を行うことで、高品質な園芸作物の生産振興を図ります。

1 農業制度資金：法律・政令・規則・条例等に基づき、国または地方公共団体による財政資金の融通、民間金融機関の貸し出しに対して利子補給等を行なう資金制度

②新規就農者の確保・育成

- ・新規就農に際しての不安を和らげるため、効果的な農業制度資金の利用を促すとともに、研修期間中や就農直後の経営が不安定な時期において、新規就農者の生活を考慮した貸付金制度を創設します。
- ・就農を志す者がいつでも気軽に相談でき、適切で円滑な対応をするため、市と県やJAうつのみや、宇都宮市農業公社などからなる「就農支援ネットワーク会議」の連携を密にし、農地の取得に係る相談や県の「認定就農者制度」²への誘導などを行いません。
- ・農業への興味や関心を持ってもらうとともに、就農のきっかけづくりを行なうため、宇都宮市農業公社主催による農業体験事業を行なうとともに、県農業大学校や関係団体等による事業について情報提供し、身近な地域における農業体験の機会を提供します。

③女性や高齢者等の農業への参画促進

- ・農村女性による地元農産物を活用した直売や加工・販売など、活発な農業参画や起業活動を支援するため、既存の加工所・直売所等への研修をコーディネートするとともに、直売所などの开店支援や経営が軌道に乗るための経営支援の仕組みを構築します。
- ・また、女性の働く環境の改善と男女共同参画の実現を目指すため、農村女性の就業条件などを明確化する「家族経営協定」³の締結を推進します。
- ・さらに、定年者や高齢者などが、新たな職業や生きがい健康増進などの目的で農業に携われるようにするため、身近な地域における市民農園の有効活用を促進するとともに、新たな農園の開設に対する支援を行います。**【再掲】6(13)③**
また、高齢農業者の豊富な知識や技術・経験を生かした農業体験指導など、活躍の場を確保します。
- ・企業の農業への参入を促進する際には、地域農業の担い手の一員として、地域に貢献する責任の周知を徹底するとともに、「特定法人貸付事業」⁴企業の参入意向を把握しながら、PRを行います。

④環境保全型農業の（理解）促進

- ・消費者の環境意識の高まりに応えた、環境負荷の少ない農業の普及を図るため、減農薬・減化学肥料、有機栽培の促進や、エコファーマー⁵の確保・育成を図ります。

2 認定就農者制度：就農前が絶対条件。15歳から40歳未満の青年並びに、40歳以上55歳未満（知事特認の場合は65歳以上）の中高齢者で、将来栃木県内に就農を希望する人等が「就農計画」を作成し、栃木県知事により認定を受けるもの

3 家族経営協定：家族で経営を行なっている農業経営において、家族間の話し合いを基に、経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの

4 特定法人貸付事業：農業生産法人以外の法人（株式会社、NPO法人等）が、市・農業公社と協定を締結しリース方式で農地を確保し、農業に参入するもの

5 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行なう計画を知事に認定された者。導入計画に即して金融・税制上の特例措置が受けられる

- ・また、耕畜連携による稲わら「たい肥」など、良質な有機物を活用した土づくりによる地力の増進や、性フェロモン剤、蒸気土壌消毒、天敵利用技術などの普及促進による農薬使用量の低減、生分解マルチフィルムなど環境にやさしい農業資材の利用を促進します。
- ・さらに、これらの取組が持続的に行なわれるよう、販売面における差別化やとちぎ特別栽培（リンクT）⁶や有機JAS認証制度⁷などについて、生産者に普及啓発するとともに消費者の理解促進を図ります。

<p>■単位施策</p> <p>(2) 本市の実情に合った担い手組織化の推進</p> <p>●施策目標</p> <p>集落営農の組織化や宇都宮市農業公社の機能の充実・強化により、地域の実情に応じた組織的な経営体が育成されるとともに、農地の維持・管理の仕組みが構築されています。</p> <p>●施策指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 35%;">現状値 (H21. 3)</th> <th style="width: 35%;">目標値 (H26. 3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集落営農組織数</td> <td>18 組織</td> <td>25 組織</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H21. 3)	目標値 (H26. 3)	集落営農組織数	18 組織	25 組織	<p>□個別施策</p> <p>(◎：リーディングプロジェクト、○：重点事業、・：主要な事業)</p> <p>①◎組織的な経営体づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農の組織化 ・公的な農業生産法人の設立検討 <p>②農業公社機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域営農マネジメント機能強化 ・面的集積の促進 ・耕作放棄地解消の仕組み構築
指標名	現状値 (H21. 3)	目標値 (H26. 3)					
集落営農組織数	18 組織	25 組織					

□個別施策

①組織的な経営体づくりの推進

- ・担い手の高齢化に伴う営農継続が困難な農地や耕作放棄地の状況など、地域の実情に応じて対応が可能な地域農業の受け皿的な仕組みを構築するため、集落営農の組織化を推進します。
- ・また、耕作放棄地の解消を図る仕組みのひとつとして、農業公社機能の充実・強化を図るとともに、地域農業の新たな担い手組織として、公的な農業生産法人の設立を検討します。

②農業公社機能の充実・強化

- ・地域農業におけるマネジメント機能を発揮するため、新規就農や担い手の経営規模拡大などにおける農地の確保に際して、農地の貸借や農作業受託の斡旋機能を強化します。

6 リンクT：化学合成農薬と化学肥料の使用料を県償行（通常栽培）の5割以上減らして栽培された農産物を認証する栃木県独自の制度。

7 有機JAS認証制度：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」による認証
有機農産物：農林水産省「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」⇒ 原則として化学合成農薬、化学肥料や化学合成資材を使用しないで3年以上経過し、たい肥などによる土づくりを行なったほ場の収穫物

- ・ほ場の条件等により耕作が困難などの理由により、貸借の利用調整が進まない農地を有効活用する仕組みを構築します。
- ・土地利用型の認定農業者や集落営農組織による効率・効果的な農業経営を支援するため、農地保有合理化法人としての中間保有機能を活かし、一定のまとまりを持たせた農地利用集積（面的な集積）の促進に努めます。
- ・農業従事者の高齢化などにより発生した耕作放棄地の解消を図るため、市、農業委員会と連携して、耕作放棄地を解消する仕組みを構築します。

[基本目標] I **生産力**向上のために

[基本施策]

2 農業の「効率性・安定性」を高める

＜土地・施設・機械などの分野＞

■現状・課題

農業担い手の高齢化に伴い作付面積が減少するとともに、燃油や肥料などの農業資材が高騰するなど、年々、農業経営を取り巻く環境が厳しさを増しています。

こうした中、生産者が意欲を持って日々生きいきと営農し、地域の自給力が向上するよう、農業の効率性・安定性を高めることが重要になっています。

■取組の基本方向

「農業の効率性・安定性を高める」ため、優良農地を守るとともに、耕作の利便性や労働条件などの効率を高めるための「生産性の高い土地基盤の整備・管理」や営農に係る低コスト化・環境負荷の低減、一定程度の収量確保など、効率的で安定的に生産出荷を行なうための「効率的な生産・出荷体制の維持・向上」に重点的に取り組んでいきます。

■基本施策目標

作業時間の短縮、効率・効果的な出荷による低コスト化や、原油価格などの社会情勢に左右されにくく一定の収量を確保できるなど、農業の効率性・安定性が高められています。

■重点事業（網掛け：リーディングプロジェクト）

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
土地基盤整備の促進	計画的な「土地基盤整備事業」とともに、ほ場の大区画化や整形化、簡易な基盤整備に対する支援を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業実施率：86.9% ・「簡易な基盤整備」への支援（開始・継続） 	★★☆
耕作放棄地の解消・活用促進	整地・草刈・抜根等の解消作業を請け負う仕組みの構築や、産地確立対策交付金を活用した奨励作物等の作付け促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策の取組（H19～23：農林水産省）の実施（実施済・継続） ・「解消作業」請負の仕組みの構築（完了） ・「産地確立対策交付金」の交付（開始・継続） 	★★★
大規模農業施設の整備	<p>農作業の省力化や生産コストの低減、ニーズに対応したカントリーエレベーターや、重点作物等の生産拡大に対応した選果場の整備、能力増強を図る。</p> <p>また、安全で安定的な種子の供給を図る大型種子処理施設整備の検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型農業施設整備（新規1箇所以上） ・選果場の能力増強等（必要に応じ） 	★★☆
低コスト化・省エネ技術等の導入促進	パイプハウス、高効率暖房機等の導入を促進し、低炭素社会に対応した、原油価格の変動による影響を受けにくい農業を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネチェックシートの普及（開始・継続） ・省エネ設備等導入補助（実施済・継続） 	★★★

■ 単位施策

(3) 生産性の高い土地基盤の整備・管理

● 施策目標

優良農地が守られるとともに、利用集積や基盤整備が進み、農地の効率的かつ高度な利用が図られています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)
ほ場整備事業の整備率	86.6%	86.9%
認定農業者の農用地利用集積率※	30.3%	45.0%

※農業振興地域の農地に占める利用面積
(自作地+借入地+農作業受託)の割合

□ 個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

①◎ほ場整備事業の推進

- ・大区画化(担い手集積、小規模区画の大区画化)
- ・水田汎用化
- ・かんがい排水施設の整備【再掲】

②地域農業担い手への農地集積の促進

- ・農業公社による農地流動化の推進

③優良農地の確保・保全

- ・農地パトロールの徹底
- ・農業振興地域の適正管理

④遊休農地等の有効利用の促進

- ・生産調整水田(調整・保全管理)の作付促進
- 耕作放棄地の活用促進

□ 個別施策

①ほ場整備事業の推進

- ・担い手の効率・効果的な土地利用を図るため、ほ場整備に際して50a以上の大区画化とともに、担い手への農地利用集積を一体的に進めます。
また、すでに土地基盤整備事業が完了した箇所について、さらなる効率性の向上のための区画の大区画化を支援します。
なお、整備にあたっては、自然環境や生態系に配慮するなど環境との調和に努めます。
- ・稲作農家の経営の安定化に資する水田の高度利用を図るため、^{あんきよ}暗渠排水などの排水施設の整備により水田の汎用化を進めるとともに、水路・農道等の付替などの簡易な基盤整備や水田から畑地への転換等に対する支援を行いません。
- ・農業用水の安定確保と合理的な利用を図るため、用排水路等の整備を進めるとともに、生態系に配慮した親水空間の確保に努めます。【再掲】5(11)②

②地域農業担い手の農地集積の促進

- ・土地利用型農業担い手の経営規模拡大を支援するため、宇都宮市農業公社が農地の利用権設定や農作業の委託などの農地流動化を図る際には、認定農業者などの地域の中核的な担い手に対して、優先的に斡旋や仲介を行います。
【再掲】1(1)①
- ・土地利用型の認定農業者や、集落営農組織による効率・効果的な農業経営を支援するため、宇都宮市農業公社の農地保有合理化法人としての中間保有機能を活かし、一定のまとまりを持たせた農地利用集積(面的な集積)の促進に努めます。

【再掲】1(2)②

③優良農地の確保・保全

- ・違反転用や耕作放棄を未然に防止するため、農地パトロールを実施するとともに、営農存続が困難で耕作放棄の可能性のある農地については、地域の担い手に流動化を図るなど農地の利用調整を行います。
- ・一定のまとまりのある優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画の適正な管理により農業振興地域内の農用地区域⁸を保全します。

④遊休農地等の有効利用の促進

- ・生産調整を実施している水田のうち、調整水田や保全管理田⁹の有効活用を図るため、産地確立対策交付金を活用した米粉用米や飼料用米、景観形成や「菜の花プロジェクト」¹⁰を支える^{なたね}菜種の作付促進とともに、活動支援を図ります。
- ・耕作放棄地の解消や活用促進を図るため、産地確立対策交付金を活用した奨励作物等の作付け促進を図るとともに、ボランティアなどの活用による解消に向けた整地・草刈・抜根等を行う仕組みを構築します。

8 農用地区域：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定される。いわゆる「農振青地」（のうしんあおち）

9 調整水田：稲作の生産力を維持するために、水を張るなどの管理がされている水田
保全管理田：水は張られないものの、耕作可能な状態として、耕耘・除草等が行なわれている田

10 菜の花プロジェクト：菜の花栽培を通して、遊休農地の解消や水田転作への対応、菜種からの食用油採取と活用、その廃食油のBDF化（バイオ・ディーゼル燃料）と利活用を図るもの

■単位施策

(4) 効率的な生産・出荷体制の維持・向上

●施策目標

大規模共同施設や大型農業機械が、適切かつ計画的に整備されるとともに、農業経営の質と安定性を高める様々な技術の導入が進んでいます。

●施策指標

指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)
大規模共同利用施設数	既存8基	新規1基以上

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

①◎大規模共同施設の整備・利用促進

- ・カントリーエレベーター
- ・ライスセンター
- ・選果場の能力増強
- ・大型種子処理施設整備の検討

②大型農業機械の導入促進

- ・営農集団への導入促進

③○低コスト・省エネ技術等の導入促進

- ・高効率暖房機等省エネ機器導入促進
- ・施設園芸用パイプハウス導入促進
- ・直播栽培等の推進

□個別施策

①大規模共同施設の整備・利用促進

- ・農作業の省力化や生産コストの低減、ニーズに対応した集出荷体制を構築するため、カントリーエレベーターやライスセンターとともに、重点作物等の生産拡大やより厳格な選果基準に対応できる選果場の整備・能力増強に努めるとともに、これらの共同利用や出荷前選別の徹底に努めます。
- ・また、将来にわたり安全で効率的かつ安定的な種子供給体制を構築するため、種子生産農家の確保・育成や大型種子処理施設の整備を検討します。

②大型農業機械の導入促進

- ・集積された農地の効率・効果的な利用や地域農業を支える営農集団による質の高い営農を支援するため、共同利用のためのコンバインなど大型機械の導入を促進します。
- ・また、大型農業機械の利用に際して、全ての生産者に転倒事故や機械による巻き込み事故の防止を図るため、県やJA、農業関係団体と連携し適切な運転技術と操作方法の周知・徹底に努めます。

③低コスト・省エネ技術等の導入促進

- ・省力化を図る機械の導入とともに、低炭素社会に対応した環境負荷が少なく、原油価格の変動による影響を受けにくい農業経営を促進するため、燃油削減や省エネの効果を高める技術として、ウォーターカーテン、高効率暖房機等の導入を促進します。
- ・また、稲作農家の経営の収益率を高めるため、しいたけを含めた施設園芸との経営の複合化を図るパイプハウス設置に対する支援を行います。
- ・育苗作業の省力化のための「水稻^{ちよくほ}直播栽培」や、田植えの低コスト化が図られる「疎植^{そしょく}栽培」の普及を図ります。

基本目標Ⅱ

販売力向上のために

地元農畜産物が、
市内外から選ばれ
十分に行きわたるように

[基本目標] II **販売力**向上のために

[基本施策]

3 安全で新鮮な「食」を届ける

＜生産・消費などの分野＞

■現状・課題

輸入農産物における残留農薬の検出や、食品の偽装表示などによる「食」の安全に対する不安とともに、環境保護への関心の高まりなどから、生産者の顔が見えるフードマイレージの低い地元農畜産物への期待が高まっています。

こうした中、消費者が身近な地域で手軽に地元農畜産物が手に入れられるよう、安全で新鮮な食を届けることが重要になっています。

■取組の基本方向

「安全で新鮮な食を届ける」ため、生産者に農畜産物の安全性を高める営農を広めるとともに、市民がこれらに裏付けられた農畜産物を身近な地域で手に入れられるなど、生産者と消費者の距離を縮めるための「安心と旬を届ける地産地消の推進」や農業の大切さを理解し、地元の生産者を支え、地元農産物を積極的に選択してもらうための「市民みんなで農を支える仕組みづくり」とともに、市民が新鮮な農畜産物を身近な地域で安心して手に入れられるための「市民の食を支える仕組みづくり」に重点的に取り組んでいきます。

■基本施策目標

責任ある農業が営まれるとともに、農畜産物の安全性が根拠ある裏付のもと分かりやすく伝えられ、身近な地域において安全で新鮮な食が届けられています。

■重点事業（網掛け：リーディングプロジェクト）

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
安全性を高める営農の促進	販売面における差別化などにより生産者のメリットを強化し、生産履歴の記帳や、とちぎGAP・JGAPの導入を促進する。 また、畜産農家に対しては、予防接種による家畜伝染病の発生予防や、生産段階での衛生管理のマニュアル化を図る家畜の飼養衛生管理基準の推進、さらに、HACCPの導入を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 生産履歴記帳の説明会・個別指導（実施済・継続） とちぎGAP・JGAPの普及・啓発（実施済・継続） JGAP取得農産物のPR（開始・継続） 	★★★
「生産履歴」等表示システムの構築	出荷された農産物の生産者や生産履歴などの内容などを表示するためのQRコードを開発するとともに、流通経路を追跡できるトレーサビリティシステムを構築する。（牛を除く畜産物のシステム化については今後検討）	<ul style="list-style-type: none"> 生産履歴の電算管理（開始・継続） QRコードの開発（開始・継続） トレーサビリティシステムの構築（開始・継続） 	★★★
農畜産物の安全性に対する理解促進	安全性を高める生産に係る手間や労力、再生産を可能とする価格の設定とともに、適正な使用範囲における農薬や化学肥料の安全性などについて、消費者の理解を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙等による発信（実施済・継続） 講演会等の開催（開始・継続） 	★★★
直売所機能の強化	市内の直売所間における農産物のやり取りや、消費者ニーズなどの情報の共有を可能にする直売所のネットワーク化を図るとともに、直売所開設支援や、経営コンサル派遣などによる経営支援、アンテナショップの展開などを行なう。	<ul style="list-style-type: none"> 直売所のネットワーク化（開始・継続） 直売所構成員への支援（パイプハウス設置補助等）（実施済：継続） 経営コンサル派遣（開始・継続） 直売所開設支援（開始・継続） 	★★★
「うつのみや産」農畜産物の市内流通の充実・強化	「地産地消推進店制度」を構築し、消費者が推進店で利用可能なポイント還元の仕組みなどを構築するとともに、量販店等における「うつのみや産」表示を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 「地産地消推進店」認定制度（開始・継続） 地場農産物購入ポイント制度（開始・継続） 推進店間の交流会（開始・継続） 農協の直接・契約販売ルート拡充（実施済・継続） 実需者と生産者団体との商談会（開始・継続） 	★★★

<p>うつのみやアグリファンクラブ推進事業の充実・強化</p>	<p>アグリファンクラブ会員の消費者モニターへの登用や、アンケート調査の実施などにより、市民ニーズや意向を生産者にしっかりと伝えるとともに、会員のさらなる獲得を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリファンクラブ会員モニター登用（開始・継続） ・アグリファンクラブ会員アンケート調査（開始・継続） 	<p>★★★</p>
<p>学校給食における地元農産物の利用拡大</p>	<p>学校と生産者、商店等との連携により、学校給食における地元農産物の利用を促進し、地産地消を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「うつのみや菜ハイウェイシステム」の活用（実施済・継続） ・パイプハウス設置補助（実施済・継続） ・生産者、食材納入業者等を交えた「地産地消推進委員会」設置（完了・継続） ・「宇都宮産牛肉の学校給食流通システム」の活用（実施済・継続） 	<p>★★★</p>

■単位施策

(5) 安心と旬を届ける地産地消の推進

●**施策目標** 市民が身近な地域で、安全で豊かな農畜産物が手軽に手に入れています。

●施策指標

指標名	現状値 (H18.3)	目標値 (H26.3)
地域食料自給率	31%	37%以上

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

①GAP・トレーサビリティの導入促進

- 安全性を高める営農の促進
- ◎生産履歴等表示システムの構築
- 農畜産物の安全性に対する理解促進

②◎市内における地元農畜産物の流通拡大

- ・地産地消「推進店制度」の構築
- ・「うつのみや産」表示の促進

③手に入れやすい仕組みづくり

- 直売所機能の強化
(ネットワーク化)
- ・朝市開催支援
- ・アンテナショップの展開

□個別施策

①GAP・トレーサビリティの導入促進

- ・うつのみや産農畜産物の明確な基準による安全性を確保し、消費者の安心感を高めるため、販売面における差別化などにより生産者のメリットを強化し、生産履歴の記帳やとちぎGAP¹¹、JGAP¹²の導入を促進します。
また、畜産農家に対しては、予防接種による家畜伝染病の発生予防や家畜の飼養衛生管理基準の推進、さらに、HACCPの導入検討など安全性を高める営農を促進します。
- ・生産者の安全性を高める取組が正しく消費者に伝わるよう、農産物の生産履歴などを表示するための仕組みとともに、流通経路が追跡できる仕組みを段階的に構築します。
- ・生産者の安全性を高める取組が持続的に行われるために、生産に係る手間や労力、コストに見合った適切な価格設定とともに、適正な使用範囲における農薬や化学肥料の安全性などについて、消費者の理解を促進します。

②市内における地元農畜産物の流通拡大

- ・地元産農畜産物を積極的に活用する飲食店や、取り扱う量販店・直売所の充実を図るため、消費者が推進店で利用可能なポイント還元などによる「地産地消推進店制度」を構築し、量販店等における「うつのみや産」表示を促進し、市内に豊富に地元農畜産物が出回るようにします。

¹¹ とちぎGAP:化学的な根拠に基づくリスク管理と法令を遵守した合理的な生産活動を通して、「栃木県農産物の安全品質を高める」「農業従事者の健康被害を防止する」農産物の生産に伴う環境負荷を軽減するもの(栃木県GAP導入指針H18.3)

¹² JGAP:NP0法人「日本GAP協会」(日本におけるGAPの普及推進を目的に設立)による認証制度。

③手に入れやすい仕組みづくり

- ・消費者が身近な地域で、手軽に新鮮な地元農産物を手に入れられるようにするため、市内の直売所間における農産物のやり取りや、消費者ニーズなどの情報の共有を可能にする直売所のネットワーク化を図ります。
- ・また、毎月第3日曜日の「地産地消の日」にあわせて、市中心市街地における「地産地消朝市」の開催や、直売所の開設支援・経営支援等により直売所機能を強化するとともに、アンテナショップの展開やメディアの活用などにより、消費者がうつつのみや産農畜産物やそれらに関する情報を手に入れやすい仕組みを構築します。

■単位施策 (6) 市民みんなで「農」を支える 仕組みづくり ●施策目標 皆がうつつのみやの農業・農村の大切さや生産者の取組を理解し、積極的に地元農畜産物を選び買い支えています。 ●施策指標 <table border="1"><thead><tr><th>指標名</th><th>現状値 (H21.3)</th><th>目標値 (H26.3)</th></tr></thead><tbody><tr><td>アグリファンクラブ 会員数</td><td>約 3,000 人</td><td>約 20,000 人</td></tr></tbody></table>	指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)	アグリファンクラブ 会員数	約 3,000 人	約 20,000 人	□個別施策 (◎：リーディングプロジェクト、 ○：重点事業、・：主要な事業) ①◎アグリファンクラブ事業の強化 ・モニター登用、アンケート調査 ②地元農畜産物の優先的選択の促進 ○学校給食における地元農産物の利用拡大 ・地産地消「推進店制度」の構築
指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)					
アグリファンクラブ 会員数	約 3,000 人	約 20,000 人					

□個別施策

①うつつのみやアグリファンクラブ事業の充実・強化

- ・地元生産者が意欲を持って農業を営み、安定的に優れた農畜産物を提供し続けてもらうため、農業の大切さを理解し地元農畜産物を積極的に選択する市民が増加するよう、アグリファンクラブ¹³会員の消費者モニターへの登用や、アンケート調査の実施などにより市民ニーズや意向を生産者にしっかりと伝えるとともに、会員のさらなる獲得を図りながらアグリファンクラブ事業を推進します。

②地元農畜産物の優先的選択の促進

- ・本市農産物を生産者情報とともに学校に納入する「うつつのみや菜ハイウェイシステム」や、宇都宮産牛肉を優先的に学校に納入する「宇都宮産牛肉の学校給食流通システム」を活用し、学校給食における地産地消を推進します。

13 アグリファンクラブ：宇都宮の農業を応援するファンクラブ。会員の方には宇都宮の農業にまつわる役立ち情報が満載の会報誌を届ける。収穫祭や農業体験などイベントへの優遇など特典が盛りだくさん

- ・また、学校給食の献立における地元農産物の品目数を充実させるため、給食向け農産物のパイプハウス導入の促進などによる地元農産物の生産振興や、学校と生産者、商店などが連携による地産地消の仕組みを構築します。
- ・「地産地消推進店制度」により認定された飲食店や量販店、直売所間において利用可能なポイント還元の仕組みなどを構築し、消費者に積極的に地元農畜産物を選び、買ってもらえるようにします。

<p>■単位施策</p> <p>(7) 市民の「食」を支える仕組みづくり</p> <p>●施策目標</p> <p>市民の健康と命を守る多様で豊かな農畜産物が、安定的に供給されています。</p> <p>●施策指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 35%;">現状値 (H21.3)</th> <th style="width: 35%;">目標値 (H26.3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主食用米の生産量</td> <td>34,174 t</td> <td>34,174 t</td> </tr> <tr> <td>米粉用米 //</td> <td>0 t</td> <td>56 t</td> </tr> <tr> <td>二条大麦 //</td> <td>2,024t</td> <td>3,600t</td> </tr> <tr> <td>小麦 //</td> <td>1,558t</td> <td>3,233t</td> </tr> <tr> <td>大豆 //</td> <td>634 t</td> <td>1,905 t</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)	主食用米の生産量	34,174 t	34,174 t	米粉用米 //	0 t	56 t	二条大麦 //	2,024t	3,600t	小麦 //	1,558t	3,233t	大豆 //	634 t	1,905 t	<p>□個別施策</p> <p>(◎：リーディングプロジェクト、○：重点事業、・：主要な事業)</p> <p>①需要に応じた米の計画的生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な生産調整の実施 ・ニーズを捉えた米づくり <p>②生産調整水田等の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦・大豆の作付けの団地化 ・奨励作物の作付け促進 ◎稲作農家の経営安定化【再掲】 <p>③園芸畜産の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点作物等の生産振興 ◎宇都宮牛復興プロジェクト【再掲】 <p>④市場機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質管理マニュアルの徹底 ・食品安全チェックの強化 ・多様で豊富な食の確保
指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)																	
主食用米の生産量	34,174 t	34,174 t																	
米粉用米 //	0 t	56 t																	
二条大麦 //	2,024t	3,600t																	
小麦 //	1,558t	3,233t																	
大豆 //	634 t	1,905 t																	

□個別施策

①需要に応じた米の計画的生産

- ・米価や稲作農家の経営の安定化を図るため、国の進める「米政策改革」の動向を見極めながら、「水田経営所得安定対策」や「産地確立対策交付金」などを活用し、主食用米の需要に応じた計画的な生産調整を促進します。
 - ・また、特別栽培米（減農薬・減化学肥料栽培）の生産メリットを高めるとともに、低価格帯米（あさひの夢等）の生産振興を図るなど、ニーズを捉えた米づくりを推進し、消費拡大を図ります。
- さらに、「産地確立対策交付金」による米粉用米の作付け促進とともに、米粉の普及と利用促進により、食料自給率の向上を図ります。

②生産調整水田等の有効活用

- ・市民の食と水田農業の経営の安定化を図るため、担い手への農地利用集積や集落営農組織の組織化を支援するとともに、市場ニーズに応え「水田経営所得安定対策」に対

応できる品質の高い麦・大豆の生産が増えるよう、地域輪作体系や作付けの団地化を促進します。

- ・また、産地確立対策交付金や水田等有効活用促進交付金を活用し、米の新たな需要としての米粉用米・飼料用米や資源循環型作物としての菜種^{なたね}などの転作作物の作付促進とともに、水田の汎用化やパイプハウス設置への支援による収益性の高い園芸作物との経営の複合化を促進し、生産調整水田等の有効活用を図ります。

③園芸畜産の振興

- ・本市の重点3品目（トマト、梨、いちご）とともに、ブランド化を推進するアスパラガスやにらなどの生産振興を図るためのパイプハウスの設置や、省力化を図る機械の導入、燃油削減や省エネの効果を高めるウォーターカーテン、高効率暖房機等の導入を促進するとともに、土づくり（適正施肥など）への支援を行います。

【再掲】 4 (8) ①

- ・また、学校給食や直売所向けなどの少量多品目生産をはじめ、大消費地向けの一定量の生産や、希少性の高いブランド農畜産物の生産など、地域の特性に応じた作物の安定的な生産振興を図ります。
- ・さらに、外食・中食など「食の外部化」の進展に伴い、需要が増大している加工・業務用野菜や果実の生産振興を図ります。
- ・花きについては、消費者ニーズに対応した品目の導入や減農薬栽培の普及、燃油削減や省エネの効果を高めるヒートポンプの導入を促進します。
- ・畜産については、予防接種による家畜伝染病の発生予防や、HACCPの導入を促進し、安全性を高めるとともに、耕畜連携による家畜排せつ物のたい肥化を促進し、悪臭や害虫の発生を防止する周辺環境に配慮した畜産経営を促進します。

【再掲】 3 (5) ①

- ・また、「産地確立対策交付金」の活用による飼料用稲の作付け促進により、飼料自給率を高めるとともに、宇都宮牛の出現率の向上を図るため、「宇都宮牛復興プロジェクト」として、統一的な飼料の給与や、専門家による指導への支援を行ないます。

【再掲】 4 (8) ③

④市場機能の強化

- ・市民に「安全で安心できる食材」を安定的に供給するため、卸売4業者及び仲卸26業者に対して品質管理マニュアルの作成を促進し、経験と勘による品質管理から、合理的・科学的根拠に基づいた品質管理への転換を図ります。
- ・さらに、市場関係者の品質管理に対する意識向上や理解促進を図るため、保健所と連携した食品関係施設の衛生管理や、食品安全性のチェックを強化します。
- ・また、市民の地元農産物の手に入れやすさを高め、地産地消を推進するとともに、地勢や気候、生産時期などの諸条件により地元では賄えない食材を確保するため、引き続き安全・確実に、多様で豊富な「食」を確保していきます。

[基本目標] II **販売力**向上のために

[基本施策]

4 「うつのみや産」が選ばれる

〈生産・流通・販売などの分野〉

■現状・課題

自由貿易の進展に伴い、WTO 農業交渉をはじめとする農産物の関税引き下げなどの輸入外圧が高まるとともに、生産資材の高騰による生産コストの上昇などによる厳しい価格競争にさらされる状況のもと、農業所得の安定性を高めることが求められています。

こうした中、地元農畜産物の付加価値を高め、自信の持てる価値と納得できる評価を獲得し、市内外から「うつのみや産」を選んでもらうことが重要になっています。

■取組の基本方向

「うつのみや産が選ばれる」ため、うつのみや産全体の農畜産物の認知度を高められる特に優れた品質を誇るものや、希少性の高い農畜産物を生産するための「生産地におけるブランド製品の生産振興」、様々なニーズに応える、うつのみや産農畜産物の評価とともに農業の付加価値を高めるための「市場における農畜産物のブランド化の推進」に重点的に取り組んでいきます。

■基本施策目標

ニーズを捉えた多様で高品質な農畜産物が豊富で安定的に生産され、市内外から「うつのみや産」が選ばれています。

■重点事業（網掛け：リーディングプロジェクト）

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
農畜産物ブランド化の推進 （産地づくり）	「土づくり」などのプレミアム品質の出現率向上への支援や、選果基準の厳格化、品質管理の徹底とともに、ブランド農産物の生産拡大等に対応した選果場の機能向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断への支援（H21・H22の2カ年）（完了・自主的に継続） ・宇都宮牛復興プロジェクト（完了・自主的に継続） ・選果場の能力増強等（必要に応じ） 	★★★
（販売・流通）	メディアを活用した広告・宣伝の強化や、市内外への販売網の拡大と情報発信に向けたアンテナショップなどの販売戦略を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナショップの展開（開始・継続） ・メディアを活用したPR（実施済・継続） ・海外見本市への出展（実施済・継続） 	★★★
うつのみやアグリネットワーク推進事業の充実・強化	アグリネットワーク会員が主体的に活動に参画できる仕組みづくりや、アドバイザーの配置によりアグリビジネスの創出・商品化を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会による活動（実施済・継続） ・アドバイザーによる支援（実施済・継続） ・アグリビジネスの創出・商品化（実施済・継続） 	★★★
“うつのみや産”メニューの開発	地元農畜産物を食材に活用したアピール度の高いブランドメニューを開発するとともに、効果的な販売を展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の安定供給先の確保（継続） ・ブランドメニューの開発（継続） ・販路・PR手法等の整理（継続） 	★☆☆
直売所・加工所等の整備推進	女性起業のきっかけや地元農産物の利用拡大など、農業の付加価値を高められる、直売所や加工所、レストランや体験農園などを併設した、一体的な事業展開を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開に係る課題の整理（完了） ・基本計画・設計（開始・継続） 	★★☆

■単位施策

(8) 生産地におけるブランド製品の生産振興

●施策目標

厳格な管理のもと、安全性が高く食味の良い高品質な農畜産物が、地域の特性に応じて豊富で安定的に生産されています。

●施策指標

指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)
トマトの生産量	4,490 t (H18)	4,840 t
梨の生産量	4,830 t (H18)	6,240 t
いちごの生産量	1,460 t (H18)	1,500 t
アスパラガスの生産量	50 t (H19)	110 t
にらの生産量	369 t (H18)	445 t
宇都宮牛の出現率	64.7%	80.0%

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

①重点品目等のブランド化推進

- ◎土づくり支援
 - ・JGAP等の導入促進【再掲】
- ◎選果場の機能向上
 - ・重点品目に続くブランド製品

②米のブランド化推進

- ・ブランド米の生産振興
- ◎特別栽培米の生産振興

③宇都宮牛の復興

- ・HACCP導入の検討【再掲】
- ◎復興プロジェクト

□個別施策

①重点品目等のブランド化推進

- ・本市の重点3品目（トマト、梨、いちご）とともに、ブランド化を推進するアスパラガスやにらなどの生産振興を図るためのパイプハウスの設置や、省力化を図る機械の導入、トマトやいちご、花きなどの施設園芸において燃油削減や省エネの効果を高めるウォーターカーテン、高効率暖房機等の導入を促進します。【再掲】2(4)③
- ・また、生産工程や品質管理を徹底するため、JGAPの導入を促進するとともに、栽培マニュアルの作成・実践や新技術の導入、土づくり（適正施肥）への支援などにより、全体的な品質の向上を図るとともに、糖度が高いプレミアム品質の出現率や、市場における評価を向上させます。
- ・さらに、これらの品質と信頼を確固たるものとするため、より厳格な選果基準を設定し、生産者による出荷前選別を徹底するとともに、産地の信頼性をさらに高める選果場の整備や能力増強を図りながら、共同利用の促進に努めます。【再掲】2(4)①

②米のブランド化推進

- ・ブランド米「みやおとめ」として販売するため、高品質で食味の良い米づくりを推進します。
- ・また、「特別栽培米」（減農薬・減化学肥料栽培）の生産振興を図るため、「産地確立対策交付金」の活用や、地域ぐるみの環境保全型農業の取組に対する「農地・水・環境保全向上対策」の活用、販売面における差別化など、生産メリットの強化を図ります。【再掲】1(1)④

③宇都宮牛の復興

- ・予防接種による家畜伝染病の発生予防や家畜の飼養衛生管理基準の推進、HACCP¹⁴導入の検討などにより安全性を高めるとともに、市場価値が高く収益性に優れた「宇都宮牛」の出現率を高めるため、「宇都宮牛復興プロジェクト」として、統一的な飼料の給与や専門家による指導への支援を行ないます。

④GAP・トレーサビリティの導入促進【再掲】3(5)①

- ・うつのみや産農畜産物の明確な基準による安全性を確保し、消費者の安心感を高めるため、生産履歴の記帳やとちぎGAP、JGAPの導入を促進します。
また、畜産農家に対しては、予防接種による家畜伝染病の発生予防や、家畜の飼養衛生管理基準の推進、HACCP導入の検討など、安全性を高める営農を促進します。
- ・生産者の安全性を高める取組が消費者に伝わるよう、農産物の生産履歴などを表示するための仕組みとともに、流通経路が追跡できる仕組みを段階的に構築します。

<p>■単位施策 (9) 市場における農畜産物のブランド化の推進</p> <p>●施策目標 「うつのみや産」農畜産物が高く評価され、市内外から求められるとともに、これらを活用したビジネスが展開されています。</p> <p>●施策指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 35%;">現状値 (H21.3)</th> <th style="width: 35%;">目標値 (H26.3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">うつのみや産農畜産物の認知度</td> <td>プレミアム7:19.8%</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>プレミアム13:17.6%</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>宇都宮牛:56.2%</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>プレミアム7：糖度7以上のトマト プレミアム13：糖度13以上の梨</p>	指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)	うつのみや産農畜産物の認知度	プレミアム7:19.8%	50%以上	プレミアム13:17.6%	50%以上	宇都宮牛:56.2%	80%以上	<p>□個別施策 (◎：リーディングプロジェクト、○：重点事業、・：主要な事業)</p> <p>①◎戦略的PRの推進 ・メディアを活用した広告・宣伝 ・アンテナショップの展開</p> <p>②ニーズを捉えた生産振興 ・加工用農産物の生産振興等</p> <p>③農商工連携の促進 ◎アグリネットワーク推進事業 (研究会の設置、アドバイザー) ◎直売所の整備推進 ○うつのみや産ブランドメニューの開発</p>
指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)									
うつのみや産農畜産物の認知度	プレミアム7:19.8%	50%以上									
	プレミアム13:17.6%	50%以上									
	宇都宮牛:56.2%	80%以上									

□個別施策

①戦略的PRの推進

- ・うつのみや産ブランド農畜産物の認知度を高めるとともに、「うつのみや産」農畜産物全体の市場における評価を向上させるため、積極的にメディアを活用し広告・宣伝の強化を図るとともに、市内外への販売網の拡大と情報発信のためのアンテナショップなどの販売戦略を展開します。

¹⁴ HACCP：1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機構（WHO）の合同機関である食品規格（CODEX）委員会から発表され、国際的に認められたもの

②ニーズを捉えた生産振興

- ・産地間競争に打ち勝ち、市内外から「うつのみや産」が高く評価され選択してもらえるよう、選果基準の厳格化や出荷前選別を徹底し、食品加工業が求める規格・品質・特徴や安定的に一定量を供給できる生産基盤を整えるなど、市場ニーズに応えられる農畜産物の生産振興に努めます。
- ・また、消費者の環境意識の高まりに応えた減農薬・減化学肥料、有機栽培を促進します。**【再掲】 1 (1) ④**
- ・特別栽培米（減農薬・減化学肥料栽培）の生産メリットを高めるとともに、低価格帯米（あさひの夢）の生産振興を図るなど、ニーズを捉えた米づくりを推進します。**【再掲】 3 (7) ①**
- ・また、市場ニーズに応えた品質の高い麦・大豆の生産が増えるよう、地域輪作体系や作付けの団地化を促進します。**【再掲】 3 (7) ①**

③農商工連携の促進

- ・地域の農資源を活用して、新たなブランドやサービスの創出とともに、生産性を高める技術の開発等を進めるため、アグリネットワーク推進事業15における会員が、主体的に活動に参画できる仕組みづくりや、アドバイザーの配置によるアグリビジネスの創出や商品化を支援します。
- ・また、地元農畜産物を手に入れやすくするとともに、新たな加工品を創出するなど、農村女性等の活躍の場や都市住民との交流機会を確保できる、直売所や加工施設、レストランや体験農園などを併設した一体的な事業を展開します。
- ・さらに、うつのみや産農畜産物の認知度や、「ブランド力」を高めるため、地元農畜産物を食材に活用したアピール度の高いブランドメニュー（例：宮すし、宮そば、宮おでん、宮牛バーガー等）を開発し、効果的に販売するなど、農業の付加価値を高める農業・商業・工業の連携を促進します。

15 アグリネットワーク推進事業：宇都宮産の農産物の需要拡大と産業の振興を図るために設立されたネットワーク。地域の農林産業と食品産業をはじめとした様々な産業間の連携を促進し、地域の農産物・人材・技術その他の資源を有効に結びつけ、新たな商品・販路・地域ブランド等を創出することを目的するもの

基本目標Ⅲ

地域力向上のために

皆が農業農村の
大切さを理解し、
守り育てていけるように

[基本目標] Ⅲ **地域力**向上のために

[基本施策]

5 快適で豊かな農村環境を形成する

＜生活・環境などの分野＞

■現状・課題

農業・農村の高齢化に伴う耕作放棄地の増加とともに、農村環境や景観を維持することが困難になりつつある中、農業農村の持つ農畜産物の生産機能とともに、癒しや憩いなどの多面的な機能を含めて、農業・農村を皆で守り育てていくことが求められています。

こうした中、環境へ配慮しながら、農畜産物の生産基盤である農資源や農業の担い手である生産者の生活環境を守り、将来にわたり農業農村が繁栄していけるよう、快適で豊かな農村環境を形成することが重要になっています。

■取組の基本方向

「快適で豊かな農村環境を形成する」ため、農村に暮らす人々の基本的な生活基盤を整えるための「快適な農村生活環境の整備」や、農業農村の環境や景観が守られるとともにそれら本来の機能が十分に発揮されるための「農業・農村の多面的機能の維持・向上」、環境への負荷を軽減するとともに資源の有効利用を図ることで、農業の持続性を高めるための「人と自然に優しい循環型社会の形成」に重点的に取り組んでいきます。

■基本施策目標

生産者のみならず地域の皆が農業農村の大切さを理解し守り育てていくために、身近なことから積極的に行動し、快適で豊かな農村環境が形成されています。

■重点事業（網掛け：リーディングプロジェクト）

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	主な内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標（H26.3）
バイオマスの有効活用促進	<p>畜産農家と集落営農組織をコーディネートする仕組みを構築し、良質たい肥を生産し、資源循環を促進する。</p> <p>また、家庭や事業系の生ごみのたい肥化を促進し、バイオマス利活用への取組を支援する。</p> <p>菜の花プロジェクトを始め、バイオマスへの理解の醸成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耕畜連携コーディネータの設置（開始・継続） ・家庭や事業系生ごみの「たい肥化」（調整中） ・菜の花プロジェクト（実施済・継続） ・バイオマス利活用の啓発（実施済・継続） 	★★☆
環境保全型農業の（理解）促進 【再掲】	<p>減農薬・減化学肥料栽培などを行なうエコファーマーの確保・育成や、耕畜連携による地力増進、環境にやさしい農業資材の利用を促進する。</p> <p>これらの取組が持続的に行なわれるよう、販売面における差別化や、生産者に普及啓発するとともに、消費者の理解促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマーの普及・啓発（実施済・継続） ・「産地確立対策交付金」（リンクT認証作物）の交付（開始・継続） ・リンクT認証の普及・啓発（実施済・継続） 	★★★
農業・農村環境保全の推進	<p>生産者と都市住民による継続的な共同保全活動や、減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した営農の普及啓発を行なうとともに、産地確立対策交付金の活用などにより、これらに取り組む生産者を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全管理等の共同活動（実施済・継続） ・「産地確立対策交付金」（リンクT認証作物）の交付（開始・継続） ・環境に配慮した営農活動への支援（実施済・継続） 	★★★

■ 単位施策

(10) 快適な農村生活環境の整備

● 施策目標

農村において基本的な生活基盤が整い、人々が快適に安心して暮らしています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H21. 3)	目標値 (H26. 3)
特定環境保全公共下水道整備率	91. 2%	94. 0%
農業集落排水接続戸数	1, 820 戸	2, 270 戸
合併浄化槽整備基数	3, 722 基	6, 070 基
農道舗装事業整備率	68. 0%	83. 4%

□ 個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

- ①生活排水処理機能の維持・確保
 - ・農業集落排水処理施設の整備
 - ・合併浄化槽の設置促進
 - ・特定環境保全公共下水道の整備
- ②農道の計画的な整備・保全
 - ・農道整備・舗装化

□ 個別施策

①生活排水処理機能の維持・確保

- ・農村における快適な暮らしを守るため、合併浄化槽の設置を促進するとともに、農業集落排水処理施設の適切な維持・管理による機能保持や長寿命化、計画的な特定環境保全公共下水道¹⁶の整備を推進します。

②農道の計画的な整備・保全

- ・農村生活における利便性や安全で円滑な大型農業機械移動を図るため、農道の整備や舗装化事業を進めます。

16 特定環境保全公共下水道：公共下水道のうち、市街化区域以外において設置されるもの

■単位施策

(11) 農業・農村の多面的機能の維持・向上

●施策目標

美しい農村環境や景観、農地・農業用水等の農業資源が守られるとともに、各々の優れた機能が十分に発揮されています。

●施策指標

指標名	現状値 (H21. 3)	目標値 (H26. 3)
農地・水・環境保全向上対策事業活動地区数	33 地区	現状維持

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

①農村の自然環境・景観の保全

- 農業・農村環境保全の推進
- ・農村景観の保全・形成

②農業水利施設の保全

- ・大規模な堰の保全
- ・用排水路の保全

□個別施策

①農村の自然環境・景観の保全

- ・農地や農業用水等をはじめとする農資源や農村環境を、将来にわたり適切に保全し管理していくため、生産者と都市住民による継続的な共同保全活動や、減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した営農の普及啓発を行なうとともに、産地確立対策交付金の活用などによりこれらに取り組む生産者を支援します。
- ・土地基盤整備事業に際しては、自然環境や生態系への配慮に努めます。
- ・また、豊かな自然とともに農村に形成された美しい景観を守り、新たに創りだすため、各地域のむらづくり運動への支援や菜の花プロジェクトを推進します。

②農業水利施設の保全

- ・洪水防止や地下水涵養^{かんよう}、景観形成などの重要な機能を果たす農業水利施設のうち、大規模な堰の岡本頭首工などの国営造成施設等については、県や土地改良区連合と連携して補助事業などの活用により保全していきます。
- ・また、用水堰や用排水路などの小規模施設については、土地改良区と連携し U 字型水路支給などによる原材料支給事業や、用排水路などの整備を支援する市単独かんがい排水事業、生産者と都市住民による継続的な共同保全活動を支援することなどを通し保全していきます。

■単位施策

(12) 人と自然にやさしい循環型農業の促進

●施策目標

環境への負担を軽減するとともに資源の有効利用が図られるなど、持続的な農業が広く営まれています。

●施策指標

指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)
エコファーマー数	591人	810人

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、○：重点事業、・：主要な事業)

①◎環境保全型農業の（理解）促進【再掲】

- ・エコファーマーの確保・育成
- ・農業用廃ビニールのリサイクル
- ・生分解マルチフィルムの利用促進

②○バイオマスの有効活用促進

- ・耕畜連携による資源循環の構築
- ・家庭や事業系生ごみのたい肥化
- ・菜の花プロジェクトの推進

③畜産の衛生環境の向上

- ・排泄物の適正管理
- ・HACCP導入の検討【再掲】
- ・家畜伝染病予防接種

□個別施策

①環境保全型農業の（理解）促進【再掲】

- ・消費者の環境意識の高まりに応えた環境負荷の少ない農業の普及を図るため、減農薬・減化学肥料栽培などを行なうエコファーマーの確保・育成を図ります。
- ・また、良質なたい肥を用いた土づくりによる地力の増進や性フェロモン剤¹⁷や天敵利用技術¹⁸の普及促進による農薬使用量の低減、生分解マルチフィルム¹⁹など環境にやさしい農業資材の利用を促進します。
- ・さらに、これらの取組が持続的に行なわれるよう、販売面における差別化やとちぎ特別栽培（リンクT）や有機JAS認証制度などについて生産者に普及啓発します。

【再掲】 1 (1) ④

- ・また、GAPや環境保全型農業など、生産者による農畜産物の安全性を高める取組が持続的に行われるよう、生産に係る手間や労力、コストに見合った適切な価格設定などについて消費者の理解を促進します。【再掲】 3 (5) ①

②バイオマスの有効活用促進

- ・稲わらやもみ殻、家畜排せつ物等のバイオマスの有効活用を図るため、畜産農家と耕種農家をコーディネートする仕組みを構築するとともに良質なたい肥の生産とほ場還元を促進し、農業における資源循環を促進します。

¹⁷ 性フェロモン剤：害虫のフェロモンを利用して、害虫の交信をかく乱して繁殖を抑えたり、害虫を誘引捕殺することにより、殺虫剤の散布回数を減らす技術

¹⁸ 天敵利用技術：アブラムシ、ハダニなどの害虫に対するハナカメムシ、カブリダニなどの捕食性の土着天敵を使用することで、化学農薬の削減を図るもの

¹⁹ 生分解マルチフィルム：主にポリエチレンとでんぷんを合成させたもので、物理的崩壊や微生物分解により分解されるため、処理費用や焼却による二酸化炭素の排出を抑制できるもの

- ・また、市民による生ごみのたい肥化（コンポスト化）や民間事業者による事業系生ごみのたい肥化を促進し、バイオマスの利活用に向けた取組を支援します。
- ・菜の花プロジェクトとして、転作田や遊休農地などへの菜種栽培を促進し、食用に用いた菜種油の廃油をバイオ燃料として有効活用する仕組みを構築するなど、低炭素社会や環境に配慮した生活とともにバイオマス利活用に対する理解を促進します。

③畜産の衛生環境の向上

- ・予防接種による家畜伝染病の発生予防や家畜の飼養衛生管理基準の推進、H A C C P 導入の検討などにより安全性を高め、耕畜連携による家畜排せつ物のたい肥化を促進や良質たい肥の利用を推進するとともに、悪臭や害虫の発生等周辺環境に配慮した畜産経営を促進します。

[基本目標] Ⅲ **地域力**向上のために

[基本施策]

6 農業・農村の文化を守り活気を高める

<交流・地域振興などの分野>

■現状・課題

農業・農村の高齢化に伴う農業従事者の減少などにより、集落におけるコミュニティ機能や農村の活気が低下しつつある中、地域の風土や文化・伝統を守り育てていくことが求められています。

こうした中、地域自らが地域資源を再認識し、地域の魅力を盛り上げ発信するなど主体的に活動するとともに、都市住民も農業農村の大切さを理解し一体となって、農業・農村の文化を守り活気を高めることが重要になっています。

■取組の基本方向

「農業・農村の文化を守り活気を高める」ため、地域の文化や伝統を守るための住民の主体的な活動や、地域資源を活用した都市との交流を通して、農村コミュニティが活気づくための「農村地域の活性化」や、「食」を通して「命」を守る農業の大切さとともに、職業やビジネスとしての魅力を広く知ってもらうための「食と農の理解促進」に重点的に取り組んでいきます。

■基本施策目標

地域の特性や優れた文化を活用し、地域住民の主体的な活動や都市住民と交流を図ることで、農村コミュニティが活発化し、農業・農村の文化が守られ活気が高められています。

■重点事業（網掛け：リーディングプロジェクト）

・・・★★★：整備完了・実施済（継続） ★★☆：一部整備・部分実施 ★☆☆：着手

施策事業	目的・内容	主な取組（5年後の状態）	5年後の目標 (H26.3)
学校における食育の充実	教科における食育指導や学校給食における地産地消、また家庭や地域との連携等を通じた食育の推進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 給食の地元産農産物利用（実施済・継続） 農業体験や交流給食（実施済・継続） 学校栄養士を中心とした食育講演会の開催、「お弁当の日」実施（H20年度に全校配置）（実施済・継続） 	★★★
うつのみやの農業の「理解促進」と「魅力発信」の強化	農業に関する各種イベントや、メディアの活用、アンテナショップの展開等により、特産物や就農機会などの情報発信とともに、PRを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> イベント等における啓発・発信（実施済・継続） メディアによる啓発・発信（開始・継続） アンテナショップの運営（開始・継続） 	★★★
農資源を活用した魅力ある交流事業の創出	交流拠点施設（ろまんちっく村、上河内地域交流館など）における交流事業の展開や、農村における都市部の児童生徒の宿泊体験など、地域の受入体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> 交流事業の実施（実施済・継続） 宿泊体験等受入体制の構築（一部地域完了） 宿泊体験受入（一部地域開始・継続） 	★★★
農村の魅力づくり	地域間の連携や都市住民との交流を促進させる「地区むらづくり推進協議会」の活動を通して、地域資源を活用した魅力づくりや、主体的な活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 交流事業の実施（実施済・継続） 地域間の連携（一部地域開始・継続） 	★★★
市民農園の活用促進	市民農園を活用した農園の利用者同士の広域的な交流を図る「農業農村ふれあい交流事業」の展開や、高齢者や障がい者の健康増進など、様々な用途による市民農園の利用を促進するとともに、市民農園の開設支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあい交流事業」（開始・継続） 市民農園開設支援（開始・継続） 	★★★

■ 単位施策

(13) 農村地域の活性化

● 施策目標

各地域の資源を活かした「むらづくり」や、都市との交流が行なわれ、農村コミュニティの活気が高まっています。

● 施策指標

指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)
むらづくり推進協議会 による交流事業数	38 事業	50 事業
都市農村交流参加者数	約 130 万人	約 138 万人

□ 個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

① 住民主体の「農村づくり」の推進

◎ 農村の魅力づくり

② 農村文化・資源の保全・活用

・ 伝統料理

③ 都市と農村の交流促進

- 農資源を活用した交流事業の創出
- 市民農園の活用促進

□ 個別施策

① 住民主体の「農村づくり」の推進

- ・ 農村の一人ひとりが地域に誇りを持ちいきいきと暮らせるよう、地域間の連携や都市住民との交流を促進させる「地区むらづくり推進協議会」²⁰の支援を通して、地域資源を活用した農村の魅力づくりや主体的な活動を支援します。

② 農村文化・資源の保全・活用

- ・ 農村地域の個性ある風土や文化を守り活力を維持するため、新里ねぎやかんぴょうなど、地域の伝統作物の生産振興を図るとともに、学校給食における郷土料理の活用や地元農産物を食材とする伝統料理の伝承を支援します。
- ・ また、農村地域に伝えられてきた有形、無形の歴史・文化資源や伝統芸能などの保全・伝承を図ります。

③ 都市と農村の交流促進

- ・ 地域の風土や文化などの地域資源を活用した、都市との交流による農村地域の活性化を図るため、交流拠点施設（ろまんちっく村、上河内地域交流館など）における「農業農村ふれあい交流事業」の展開や農村における都市部の児童生徒の宿泊体験など、地域の受入体制を強化します。
- ・ また、農業体験や生産者とのふれ合いを通じて、農業の大切さや魅力、うつのみや産農畜産物への関心を高めるため、市民農園を活用した農園の利用者同士の広域的な交流を図る「農業農村ふれあい交流事業」の展開や高齢者や障がい者の健康増進など、様々な用途による市民農園の利用を促進するとともに、市民農園の開設支援を行います。

20 地区むらづくり推進協議会：各地域の農資源を活用し、農業祭や農村文化の伝承などの事業に取り組んでいる組織

■単位施策

(14) 「食」と「農」の理解促進

●施策目標

「農」の持つ魅力や大切さが多くの市民に理解され、うつのみやの農業が皆に支えられています。

●施策指標

指標名	現状値 (H21.3)	目標値 (H26.3)
うつのみやの農業を大切にしたいと「非常に思う」市民の割合	35.2%	80%以上

□個別施策

(◎：リーディングプロジェクト、
○：重点事業、・：主要な事業)

①◎食と農に関する意識の啓発・魅力発信

②食育の推進

○学校における食育の充実
・パイプハウス等導入支援【再掲】

□個別施策

①食と農に関する意識啓発・魅力発信

- ・環境への負荷を低減させる営農が持続的に行なわれるよう、販売面における差別化やとちぎ特別栽培（リンクT）や有機JAS認証制度などについて、生産者に普及啓発するとともに、消費者の理解促進を図ります。【再掲】 1 (1) ④
- ・また、生産に係る手間や労力、コストに見合った適切な価格設定とともに、適正な使用範囲における農薬や化学肥料の安全性などについて、消費者の理解を促進します。【再掲】 3 (5) ①
- ・皆が農業農村を守り支えるために身近な行動を実践し、また、農業を職業やビジネスとして選択してもらえるよう、農林業祭や食育フェアなど各種農業イベントの機会を捉えるとともに、メディアの活用やアンテナショップの展開などにより、「食」を支える農業の大切さや持続させることの難しさなどを伝えるとともに、就農に向けた相談機会の提供や地元農畜産物の優れた点など、うつのみやの農業に関する情報や魅力について発信するとともにPRを強化します。

②食育の推進

- ・学校生活において、教科や学校給食、家庭や地域との連携等を通じた食育を推進し、児童生徒の農業や地元農産物への理解を深めるとともに、望ましい食習慣の定着を図ります。
- ・学校給食の献立における地元農産物の品目数を充実させるため、給食向け農産物のパイプハウス導入の促進による地元農産物の生産振興や学校と生産者、商店等との連携による、地産地消の仕組みを構築します。【再掲】 3 (6) ②

第5章 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、本市の農業・農村・農畜産物を起点に、生産者はもとより全ての市民が農業の大切さを理解し、互いを思いやり安心して豊かに暮らしていけるよう、計画の趣旨や内容を理解し、連携・協力しながら着実かつ効果的に推進する必要があります。

このため、「地元を誇りに思い大切にす」心を共有するとともにそれぞれの持つ力を最大限に発揮し、一丸となって本市農業を盛り上げていけるよう各主体の「関わり方」を明確にし積極的な行動を促進します。

■生産者の関わり

生産者は、責任ある営農に基づき安全な農畜産物を安定的に供給し、「食」を通して消費者の生活や「命」を支える必要があります。

そのため、安全性や高い品質を確保できるよう生産工程の管理を徹底し、効率的で環境にやさしい生産手法や機械技術等を積極的に導入するとともに、各種研修機会の活用や経営診断を行なうなど経営の質を高めることが重要です。

■農業団体の関わり

農業団体は、生産者の支えになるとともに消費者や事業者の声に耳を傾け、3者のメリットを最大化する必要があります。

そのため、行政との連携を密にしながら現場における農業に関する施策事業の主力推進役となるとともに、現場の声やニーズを把握し積極的に行政に働きかけることが重要です。

■事業者の関わり

事業者は、様々な地元農畜産物を安全・確実に消費者に届け、また、加工品や商品として積極的に活用するとともに、農業農村の持続性の向上に寄与する必要があります。

そのため、適切な価格による取引や「安全・安心な食の提供」、「地産地消」の取組に貢献するとともに、規格外品の利用や食品ロスの低減など、生産・販売過程における資源循環の取組が重要です。

■消費者の関わり

消費者は、生産者の取組を理解し身近なことから農村環境を守るための行動を行うとともに、地元農畜産物を積極的に選び買い支えるなど、地域農業と地元生産者を守る必要があります。

そのため、農業や地元農畜産物に対する関心とともに生産者や「食」に対する感謝の心を持ち、適切な価格による必要量の購入を心がけ、食べ残しが無いようにすることが重要です。

■市の関わり

市は、生産者や農業団体、事業者や消費者など全ての主体が各々の役割に応じた取組を積極的に行なうことができるよう、様々な施策事業を構築しハード・ソフトの両面から計画的に支援する必要があります。

そのため、社会環境の変化や国や県の政策動向を的確に捉えながら現場の声にも耳を傾け、将来見通しや各主体の意図を的確に捉え、スピーディーかつ適切に常に施策事業の最適化を図ることが重要です。

ここまで、計画の推進にあたっての各主体の「関わり」を述べてきましたが、農業に関係する全ての人々がフェアな精神で互いを思いやる心を持ち支え合うことで、うつのみやの農業や豊かな「食」とともに、全ての市民の未来が守られていくことを期待します。